ば、いくら将来の市場規模等が有望であっても外資誘致もままならない。AFTA、WTO等と整合的な、諸々の限定的な産業保護政策(関税、法人税減免、インフラ整備、原料の低廉安定供給、補助金など)を採る必要がある。

## 尿素肥料

ヴィエトナムの現在の尿素 (Urea) 輸入量は230万トン (1998年暦年値) で、ほぼ全国内需要を輸入に依存している。ヴィエトナムでは、主食であり、主要輸出産物である米の生産に欠かせない尿素肥料を、食糧安全保障の観点から自給し、かつ国内で産出する天然ガスを有効活用するという観点から、尿素肥料製造プラント新設計画が検討課題に上っている。ヴィエトナムの単位面積当たりの尿素肥料の投入量は、単位面積当たりの産出量の多い日本、韓国、中国といった国々の2-3割程度であり、米の産出量もそれらの国の約6割の水準に留まっている。ヴィエトナムで栽培されている品種が、日本などと違って肥料多消費型のものであることを考慮すると、肥料投入増加による米生産量増加の潜在力は十分にあると考えられる。

プラントを計画してから工場が稼動するまでのリードタイムは、現在技術的に最も確立されていて経済適性規模と考えられている年産能力57万トン規模のプラント(尿素プラント1,725トン/日とアンモニア生産プラント1,000トン/日をワンセットにして、utilityを含めて初期投資額が240百万ドル程度、設備のグレード・建設時期によっては、建設利息を含め400百万ドル程度に達する場合もあり)の場合で、5-6年程度と見込まれており、着工してから稼動するまでは3年弱が目安となっている。このように巨額の初期投資を要する資本集約型産業であり、投資回収には10-20年程度を要する。したがって、参入・退出コストが共に高く、生産能力の増減を機動的調整することは非常に難しい。一度設備能力が過剰な状態になると、固定費を無視し変動費プラスアルファでも操業を続けようとする強いインセンティブが働く。

尿素肥料の市況は、1980年代の長い低迷期に100-150ドル/トンの辺りを行き来していたが(最低価格70ドル/トン)、1995年頃から、尿素の主要輸入国であった中国、インドで外貨事情が好転し、両国がしっかりと買い支えたことから上昇に転じ、1995年初頭には200ドル/トン程度まで高騰した。しかし、最大の輸入国であった中国が1997年5月から外貨節約のための輸入停止措置を取った他、第2番目の輸入国であるインドも輸入制限を行ったことから、市況は低迷し、1999年末には70ドル/トン程度まで値を下げている。通常規模のプラントの約13基分の需要が、この両国の措置によりわずか2年間でマーケットから消えてしまったことになる。

- 尿素肥料の需要は、今後もアジアを中心として安定的に拡大していく見込みだが、一方で、中東および旧ソ連諸国(FSU)からの限界的な輸出が増加すると見られ、今後もかなり弱含みの

国際市況が続くものと予想される。FSUは、1998年のルーブル切り下げ以降、さらに競争力を増し、従来に比べ、さらに30%程度輸出数量を増加させている。低コストのガス供給により、今後もシェアを拡大していくと予想されている。アジア地域では、インドネシアとマレイシアからの輸出が大きい。1998年(暦年)実績で、アジア合計250万トンに対し、インドネシア156万トン、マレイシア38万トンであった。インドネシアは、天然ガスが豊富、かつ、原料コストが安いことが強みである。

ヴィエトナム国内の尿素肥料の需要は、米作の主要投入財として1990年代に入り急増、1990年の76万トンから1998年の231万トンへと急成長している。しかし、これに対して、国内生産は、国営化学会社VinaChemの石炭ベースのHABAC工場(現在の生産能力13万トン/年)以外は、ほとんど全量を輸入で賄っている状況である。なお、ヴィエトナムの輸入量230万トンは、アメリカ(340万トン)についで、世界第2位の規模である。また、主要輸入先はインドネシアで、全輸入量の44%、102万トンを占めている。インドネシアにとっては、全輸出量156万トンの実に65%がヴィエトナム向けということになる(上記数値はすべて1998年暦年値:資料出所はFERTECON)。

既存のHABAC工場は石炭(coal-base)ベースでコストが非常に高く、政府の補助金により販売されている状態であった。同プラントの年間生産能力は2000年9月現在で13万トン/年となっているが、今後、中国による技術支援によって、年産15万トン規模まで改善される予定である。現在、尿素肥料価格が非常に低迷しており、HABAC工場は事実上操業停止状態と言われている。今後、投資額35百万ドルを投入して、新技術を導入し、トン当たり40ドル程度のコスト削減を図る計画がある。

ヴィエトナムに尿素肥料プラントを立ち上げるには、資金面でも技術面でも、また工場の運営面でも、海外の化学メーカーを誘致することが必要になる。尿素プラントの建設のために、ヴィエトナムに海外投資家を誘致しようとしても、現状の国際市況では難しい。償却をきちんと考えて投資採算を合わせるには、競争力のある天然ガス供給(1ドル/百万Btu前後)を前提に、尿素の売値160ドル/トン(FOB in bulk)が10-15年間は保証される必要があるが、このような環境が実現する可能性は非常に低い。プラントが利益を出すためには、輸入関税保護を行って国内製品を輸入品から守ったり、あるいは、インドのように、価格統制を行って小売価格を一定に保つというような産業保護政策を取らなくてはならなくなる。

ヴィエトナムの場合、ガスのパイプラインはホーチミン近くまで建設されるので、1ドル/百万Btu以下という安値で尿素肥料会社に売るよりも、発電所にもっと高値で売るという選択肢がある。事実、発電所に対しては、2.7ドル/百万Btu程度の価格で取引されていると言われている。

したがって、わざわざ大消費地であるホーチミン近くまで天然ガスのパイプラインを敷設してまで尿素を作るという案は、発電所などのプロジェクトに対して経済的には劣後になると試算される。

現在輸入している230万トン中、80万トン規模のプラントを国内に作れば、その分だけ輸入を減らせるという考え方は勿論ある。しかし、実際に、80万トン国内生産するためのコストとそれを輸入するコストを比べれば、輸入する方が経済合理的である。また、食糧自給化政策を掲げて、コストを度外視して、プロジェクトを遂行するという議論も勿論あり得る。しかし、仮に戦争になっても、尿素肥料が外国のどこからも輸入できなくなるという状況は現状では考え難いし、尿素がなくても米が生産できなくなる訳ではない。

インドネシアの尿素輸出余力200万トンというのは、ここしばらくの間は、保たれるだろうと思われる。また、インドネシアにとって、最も売りやすい相手はヴィエトナムであるので、ヴィエトナムは、当分の間はインドネシアから尿素を安定的に調達できるものと思われる。ヴィエトナムの場合は、既に米の一大輸出国であり、米が大きな外貨調達手段になっているので、これ以上の肥料投与・さらなる米の増産はマイナス面が出て来かねないという問題もある。確かに今の肥料投与量は少ないため、肥料を増やせば米の生産は伸びると予想されるが、その結果、米の国際相場が下落し、トータルでマイナスの影響が出て来る可能性がある。国際市況以上に高い肥料を買って生産することは、逆に米の国際競争力を弱めてしまうので得策ではないと思われる。

結論としては、尿素プラントを新設して食料の自給体制を強化するという考え方は勿論あり得るが、①現在の国際市況では、プラントの採算確保は難しいこと、②原料となる天然ガスは、他のもっとよい利用方法(発電など)があること、③尿素プラントを保護して農業に負担をかける(高い肥料となる)のは本末転倒であること、④尿素を輸入できなくなる可能性は考えにくいことなどから、今までと同様に、国際市場から安い尿素を調達し続けるほうが経済合理性は高いと判断される。

それでは、ヴィエトナムは、長期的な工業化戦略のなかで、どのような時に尿素プラントを持つべきなのだろうか。中国のように、輸入を禁止して高い尿素価格にすることをせず、インドのように肥料価格を抑えてメーカーに補助金を出すこともしないとしたら(勿論やらないほうがよいと思われる。)、次の3点がクリアーされた時に、初めて尿素プラント新設の環境が整うことになると思われる。

① 天然ガスが、消費地(例えばホーチミン市のような大都市)から遠く離れた所で見つかり、それが液化天然ガス(LNG)にするほど大規模ではない場合。この場合、ガスの利用 選択肢が限られるため尿素の原料のガス代が低くてもよいことになる。インドネシアのケー スがこれに当たる。

- ② 市況が長期的に高水準になると予想される場合。世界的な人口増傾向の中で、食料消費は将来確実に伸びるため、尿素肥料も着実に需要が増えていく。世界的な尿素肥料の需給や新増設計画を睨んで、市況が好転する時期を選ぶ。天然ガス価格が、原油価格に連動して高止まりする可能性もあり得る。
- ③ 外資、またはPetrovietnam等から十分な資本提供があり、有利子負債の割合を相当程度 減らせる場合。完全に固定費を回収可能な価格が長期的に継続する可能性が非常に低いこと から、有利子負債を極力減らし、かつある程度の企業体力があり、70ドル/トン程度の低価 格が数年続いても持ちこたえられる企業と連携を取る必要がある。

こうした状況が整わない環境下での早期の尿素肥料工場立ち上げは、ヴィエトナム経済全体に 負担となる可能性があるので、慎重に投資判断をすべきであろう。

#### セメント

セメントは経済発展を支える基礎素材である。一般的には、重厚長大産業の中で、先ずセメント産業が発達し、次いで鉄鋼、電気、石油化学という順番を辿るケースが多い。現在世界200カ国以上でセメントが消費されており、約130カ国でセメントが生産されている。相対的には、地場資本で立ち上げやすい産業だと言えるが、一方で生産の集中も進んでおり、世界の生産量の3分の1は大手7社によって占められている。21世紀には世界の生産量の過半が大手7社に占められるとも予想されている。

セメントの主要な製品特性として、①品質劣化が早いため、長期在庫ができない、②他の建設資材に比べて嵩高い(量の割に価格が安い)、③品質面での差別化が難しい、という3点が挙げられる。この製品特性からセメントは元来、輸出に適さず、工場の周囲100マイル以内(約160km)での生産が理想とされてきた。このため、大手セメント企業は、生産拠点を現地に設ける形で、これまでの海外市場進出を果たしてきている。

供給面の特徴としては、①適正設備規模が200万トン/年程度であり、ひとつの工場につき3億ドル以上を要する資本集約型産業であること、②工場建設着工から稼動開始までのリードタイムが長い(3-4年)ことなどにより生産能力を機動的に調整することが難しいこと、③製造コストに占める固定費のウエイトが高く、総製造コストより売値が大幅に低くても、変動費以上であれば製造販売を続けようという強いインセンティブがあること、などが挙げられる。需要面での特徴としては、①経済発展の初期段階で需要が急激に増加すること、②GDPの増減と密接な関連があること、などが指摘できる。アジアの経験から、セメント需要は経済発展の初期の工業化

段階で急増し、1人当たりGDP10,000ドルまでの段階では右上がりの成長を見せる傾向がある。 こうした製品面、供給面、需要面の特性から、セメント業界には、激しい価格変動、地場産業的 性質などといった特徴がある。ヴィエトナムにおいても1990年代半ばにセメント価格が非常に高 騰した時期があった。

東南アジア各国は、積極的に設備増強を図ってきたが、これらの設備が危機後に一転して過剰となった。通貨危機以前は、各国の民族資本がセメント産業の利益を享受していたが、通貨危機以降は、不景気になり、財務状態が悪化、過剰設備を抱え、借り入れ金の返済もできず、経営が立ち行かなくなり、最後の手段として株の売却をせざるを得ない状況に追いこまれた。そこに商機を見た欧州およびメキシコ大手セメント会社によって、1997年秋以降、東南アジアのセメント・メーカーの買収が進んだ。その結果、わずか1年足らずで、欧州、メキシコ大手5社のASEAN4カ国(タイ、インドネシア、フィリピン、マレイシア)におけるシェアは、生産能力ベースで6割以上にものぼっている。

外資の買収後も当然ながら設備過剰は続いている。タイおよびインドネシアは、1999年以降、セメントの輸出国として台頭してきている。1999年のセメント輸出量は、タイが1,620万トン(世界1位:前年比68.8%増)、インドネシアが900万トン(世界2位:同2倍)となっており、仕向地の大半が遠方(タイ:米国向け600万トン、アフリカ向け400万トン、アジア向け450万トン、インドネシア:アジア向け520万トン)となっているのが特徴である。この背景としては、昨今の欧州・メキシコ資本による買収によってもたらされた物流設備の向上、販売力の強化などに加え、通貨危機以降の為替レートの下落、そして、アジアにおけるセメント需給ギャップの拡大等が挙げられる。欧州・メキシコ資本による地場セメントメーカーの買収価格は、生産能力1トン当たりの単価が、新規投資の3割から7割安と言われ、固定費が大幅に削減されていると思われる点も見逃せない。ヴィエトナムの近隣ライバルは、従前より格段に大きくなり、コスト競争力を増しており、ヴィエトナムにとって、市場開放が一層厳しいものになったと言えるだろう。

国内セメント需要は、1997年以降は一転して超過供給状態となっている。需要の伸び率は、1994年は29%、1995年は16%、1996年は15%、1997年は12%、1998年は8%、1999年は7%であった。成長率は年々鈍化しており、ここ2年間は年率10%を下回っていた。ヴィエトナム政府は、過去5年間(1995-2000年)の平均内需伸率が約11%/年であったことから、今後も10-13%/年ペースでセメント需要が伸びて行くものと期待している「。しかし、今後もしばらくの間はそれ程の高い伸びは期待しにくい。

H 『セメント年鑑』第52巻 (2000) セメント新聞社編集部編 第6章「アジアのセメント動向」

is Ministry of Constructionへのインタビュー (2000年9月)

国内セメント会社は、VNCC、外資とのJV、そして、地方政府または軍経営の小規模生産者 (Locals) の3種類に分類できる。これらの現在の総生産能力は、7月に稼動開始したNghi Son Cementの2,140千トン(この内500千トンは輸出向け予定)を除いても11,120千トンと、既に需要見合いの状態である。なお、2001年以降の増産計画として、現在までに約10件が申請されており16、仮にすべてが認可されると、13,000千トン程度の追加供給能力となる。国内外の市況が低迷している現状では、これ以上の増産許可は市況のさらなる悪化につながる可能性が高い。

依然需給が大幅に緩和しており、アジアの国際市況が非常に低迷しているため、輸入禁止を解くと、タイ等から非常に安いセメントが大量に流入し、国内企業は潰れてしまう恐れがある。製造効率の悪い旧式のキルンが多いこと、石炭や電力料がかなり高いことなどにより、製造原価は他国に比べ高いものが多いと考えられる。

ヴィエトナム政府は、1997-1999年にかけて、国内生産者保護のため①輸入禁止、②新規投資 凍結、③価格統制などの政策を打ち出してきた。これらの措置は緊急避難的には必要であったと 考えられるが、今後、AFTA・WTOとの関係から中長期的に継続していくことは難しい。実 際に、ヴィエトナム政府は、2001年にはクリンカーの輸入を解禁する予定で、2003年以降は、セ メントの輸入禁止措置も維持することはできない状況である「。さらに、AFTAの関係で、2006 年には、関税を5%以下に下げる必要もある。その時に、現在統制下にあるセメント価格をどう するのかという問題が残る。

VNCCは、老朽化した非効率な設備が多く近代化が必要とされているが、設備投資の原資となるべき内部留保の蓄積が薄く、設備投資が難しい状況にある。その上、非生産部門の従業員も多数抱えている。VNCCの設備能力(2000年予想)年産670万トン中200万トンは、エネルギー効率、生産効率の悪い二世代前の湿式技術である。一方、JV3社は、最新鋭の乾式技術の生産設備を(2000年予想で)年産550万トン規模で持っている。国内競争の激化によって、VNCCはシェアを落し、企業自体の弱体化を招いている。

AFTA/WTO加盟に対する最大の対策は、国内産業の競争力強化である。貿易自由化の波に逆らわずにセメント産業を育成していくためには、下記の方策等が必要である。

- ① VNCCのリストラ: 非生産部門を縮小する他、政策金融、税の減免等の支援による設備 の近代化、高度化が望まれる。一貫した製造・流通・販売システムの構築などによる収益力 向上も考えられる。
- ② 地方政府または軍経営の小規模生産者(Locals)の設備近代化:政策金融、税の減免等の支援による、小規模生産者の設備近代化が、競争力の向上、環境保護の観点から必要であ

<sup>16</sup> 現状については要確認

<sup>11</sup> 同上

ると思料される。内陸に多い立て窯を、生産・販売の物流面で競争力の強い最新式の臨海型 工場に集約・統合することが望ましい。小規模生産者の淘汰は将来避けて通れず、その ショックを緩和するための、労働市場整備等を今直ぐに始める必要がある。

- ③ エネルギーコストの低減
- ④ 政府によるセメンド工場用のインフラ整備(港湾、道路、燃料、通信、他)
- ⑤ 需要拡大に合致した設備の増強
- ⑥ 外資の積極的活用。但し、現在、外資 J V は、借入返済のための外貨獲得ができず、外貨 獲得のために採算割れでも一定量を輸出せざるを得ないといった問題を抱えている。

上記の方策により、2006年迄にヴィエトナムのセメント産業が国際競争力を持てるよう、できるだけの努力をするべきである。雇用問題等の難問はあるが、この産業では、近代化は避けて通ることはできない。一方、残された時間は限られているため、輸入関税による保護期間延長を考慮する状況も出てくるかもしれない<sup>18</sup>。但し、一般的に言えば、セメントは自由化すべき産業であると考えられており、保護するとしても、異常事態に対する一時的な避難という位置付けとしかならない。もし保護するとすれば、セメント産業に対する長期ヴィジョンを明示したうえで、はっきりと時限を示し、その間に合理化することをセメント業界に迫る必要がある。AFTAに対し、一時的自由化免除や保護の延長を申請すること、WTOに対して、非関税障壁を撤廃する一方で、当面の間、輸入セメントに対して国内セメントが価格的に有利になる程度の高関税(例えば、50%)の維持を申請すること、などが考えられる。しかし、このような要請が正式に受け入れられる保証がないことに加え、関税により保護できる期間は限られているため、改革のスピードを緩める訳にはいかない。但し、市況の状況如何では、世界的に受け入れられる方式によるアンチ・ダンピング措置の発動も検討する余地があろう。

#### 自動車

自動車・同部品産業は規模の経済性が大きく、必要とされるサポーティングインダストリーの 裾野が広いため、国内市場規模のまだ小さい後発国が自動車産業を立ち上げようとした場合には、 少なくとも一定期間、政策的にバックアップする必要がある。多くの国が自動車産業を特別視し て、工業化の比較的早い段階から保護・育成政策を取って来ている理由としては、①付加価値が 大きいため、輸入代替が達成されると大幅な外貨節約が可能であること、②需要の後方連関効果 が大きく、裾野産業や基礎資材産業を広く包含していること、③ハイテク産業ゆえ、他産業への 技術波及効果が大きいこと、④雇用創出効果が大きいこと、などの自動車産業の持つ特性による ところが大きい。自動車産業で働くことにより蓄積可能な技術、ビジネスノウハウの他分野への 応用可能性は大きく、技術やビジネス慣行等に関する正の外部効果が非常に大きい。そのため、

<sup>□</sup> 保護するかどうかについては、セメント産業をどう位置付けるかという議論が必要となる。

自動車産業を育成することは、その国の産業全体のレベルアップに大きく寄与する。反面、これ らは、自動車産業の育成が他産業の育成に比べ格段に難しいことも示している。

ヴィエトナムでの自動車需要は未だ非常に小さく、完成車・部品ともに、スケールメリットの規模には遠く及ばない。自動車産業を保護せずに、成り行きに任せると言う選択肢もあるが、20年-30年といった長期的な観点からは、ヴィエトナムのように人口規模の大きい国が、将来的に自動車を完成車の形で輸入し続けることは、国際収支の点からも、非現実的であるようにも考えられる。本来、自動車産業というものは、タイ、インドネシア等が行ってきたように、30年余りの長い年月をかけて段階的に保護・育成されるべきものであるが、ヴィエトナムの場合は、国際環境がそれを許さない。他国の3-10倍程度のスピードで自動車産業を育てる必要があるが、1台2-3万点の部品からなる総合技術産業である自動車産業を短期間で育成するのは容易でない。ASEAN4 (タイ、マレイシア、インドネシア、フィリピン)の新車販売台数は、各国とも1980年代後半から急増し、それぞれピーク時には、59万台(1996年)、40万台(1997年)、40万台(1997年)に達している。しかし、1997年7月以来のアジア危機の影響により1997年、1998年と、各国の新車販売実績は落ち込んだ。その後、1999年から持ち直し、タイは約22万台(1999年実績)にまで回復してきている。今後、ASEAN各国の経済回復基調が続き、日米欧の経済に大きな変化がなければ、2003-2006年頃には過去のピーク時の台数(ASEAN4カ国:1996年145万台)を超えると予想される。

主要車両生産会社11社<sup>19</sup>の生産能力は、アジア(ASEAN4、ヴィエトナム、台湾)で2000年 1月末現在、約295万台、ASEAN地域のみで約221万台である。各社共2005年までには設備を増強する予定であり、アジアで約332万台、ASEANで258万台規模の生産能力を持つと見込まれる。一方、アジアの新車市場は1999年末現在で110万台程度しかない。したがって、現在は、かなり生産過剰な状態にある。なお、今後、アジア新車市場が2010年頃には300万台市場になると見込まれるため、すべて域内で売るという前提に立てば<sup>20</sup>、その頃になって、ようやく現在の生産能力に見合った市場になると言える。

ASEANの殆どの国でプレゼンスの高い日系メーカーの多くは、各国の政府の国産化政策に則り、1960年代にASEANに進出し、現地に技術移転を図り、部品メーカーを育て、今日までASEAN各国に多くの拠点を築いてきたという長い歴史がある。日系車両メーカーは、部品生産のASEAN域内での分業体制を構築してきている。ASEAN各国は、それぞれが規模の小さな市場であるため、製造原価の引き下げのためには、ASEANを単一の市場と見なして規模の経済性を発揮させることが経済合理的であったためである。各社はAFTAを前倒しして5%

<sup>19</sup> トヨタ、ダイハツ、日野、GM、いすゞ、スズキ、Ford、マツダ、ホンダ、三菱、日産

<sup>30</sup> 域外輸出を考えて出店している企業もある

以下の関税が適用されるAICOスキームを積極的に活用している。ASEAN市場をひとつと見なして、集中生産・相互補完をして行くという自動車・同部品メーカー各社の試みは、今後もますます活発化していくものと思われる。経済危機以降は、アジア市場が縮小する中で、この傾向がさらに強まっている。車両生産会社がその部品を最適地から調達するという流れは、AFTAによるASEAN域内貿易自由化およびWTOとの合意に基づくローカル・コンテンツ規制撤廃によって、今後も、ますます加速されるものと思われる。

ASEANで自由化が進めば、自国市場規模や裾野産業の広がりから考えて、現状のままでは、タイが一番有利な位置にある。部品メーカーの数を裾野産業の広がりと捉えた場合、ASEAN諸国内ではタイが圧倒的に多く1500社程あるのに対し、それに次ぐマレイシアで350社、インドネシアで300社、フィリピンで170社、そしてヴィエトナムに至ってはほぼゼロ社という状況であるからである。しかしながら、タイにおいても、鉄、石油化学品などの素材がないこと、最先端の電子部品を作れないといった弱みもある。

ヴィエトナムには裾野産業がないため、CKD部品を輸入して組み立てているだけであり、規模も小さく割高になっている。ここ数年、ヴィエトナム新車CKD市場は6-7千台で推移しているに留まっていた。2000年に入って、国内需要が増加し始めており、2000年の新車販売台数は過去最大の約14,000台を記録した。しかしながら、2010年でも、ヴィエトナム新車市場は年間6万台程度と見込まれ、11社で分け合う必要があることから、規模の経済が活きてくるレベル<sup>21</sup>には各社とも到達しそうにない。現在稼働中の11社の各社工場とも稼働率は数%からせいぜい2割稼働といった水準である。トップ企業は、1999年、国内車両生産会社としては初めて表面上黒字に転じたと言われているが、グループ全体としてはまだ赤字だといわれており、ビジネスとして成立しているとは言い難い。

ヴィエトナム政府は、2003年迄の5年間に限り、国産車向けの特別消費税100%のうちの95%を減免することで、関税55%と合わせて、実効関税200%以上を確保し国産車を保護している。実際には、1997年7月1日以降、CBU<sup>22</sup>(完成乗用車)の輸入は禁止されているが、中古車の輸入が規制されていないため、国内CKD車生産会社は打撃を受けている。2000年には約12,000台が輸入されたようであり、中古車は国内需要の半分程度を占めている。

ヴィエトナムは、16人乗り以下の乗用車については、GE(General Exception List:一般適用除外品目)としてASEAN事務局に申告している。しかし、「国家安全保障、人命等にかかわるもの」というGEの定義上は、明らかに自動車は含まれるべきものではない。将来的に他国

<sup>21</sup> 国際競争力を持つには、年間10-20万台/工場程度の生産は必要と言われている。

<sup>22</sup> CBU (Completely Build Up) :輸入ライセンスに基づく限定的な完成車輸入

から圧力がかかることが予想される。ヴィエトナムの場合、最大手でさえも2006年のタイミングで輸入関税が5%以下になったのでは、国際競争力がないため潰れてしまう。自動車組立に関しては、少なくとも今後10-15年は、国際競争力がつく可能性は低い。自動車組立産業を国内に根付かせるには、高関税等で保護する必要があり、そのためには自動車をGEのなかに留めておく必要がある。WTOに関しては、交渉が進展しない段階で、早急に関税率を国内生産車の保護に必要なだけの高水準に引き上げて、申請し直すことも検討すべきである。輸入関税率は、事実上CBU車が輸入できないぐらいの高率に設定しなくては、国内生産車(CKD)は守れない。このような保護は今後不可能という立場はもちろんあるが、その論は、ヴィエトナムには将来完成車生産はいらないというに等しいことを意味している(それでよいという判断ももちろんあり得る)と認識すべきである。

WTO関連では、WTO設立後の猶予期間5年を経て、途上国は2000年までにローカル・コンテンツ要求などの非関税障壁を撤廃することになっていたが、達成できなかった国も出てきている。例えば、フィリピンは5年間、マレイシアは2年間の延長を申請中である。マレイシアは、AFTAについても、2000年5月のASEAN閣僚会議(ミャンマー)で、ASEANの経済危機等を理由に、自動車関係に限って域内輸入関税を最大5%以下にする時期を2005年1月まで延長することを申し出た。マレイシアの一時的な延長は基本的に受け入れられる方向である。タイ、インドネシアは、WTOへの約束に従って、2000年までにローカル・コンテンツ要求を撤廃した。これら2カ国では、撤廃後、関税率を上手く調整して、国内部品生産を保護しようとしている。インドネシアの現行関税は:域外完成車(乗用車)輸入関税は65-80%、CKDは35-50%、IKD3は10-15%、部品については最大15%という具合に段階的に設定されている。域内は、CEPTルールで一律20%以下となっている。タイも、ローカル・コンテンツ廃止に伴い、国内の部品メーカーが輸入品に対抗できるレベルまで、部品の関税を引き上げた。このように、WTOやAFTAの了解を得ながら自国の自動車産業を育成していくことは、ASEANの先行する近隣国が今でもやっていることである。自動車産業育成においては特に、自他の置かれた状況を長期的な目で冷静に判断し、なおかつ国際的な要請と整合的な政策を打ち出すことが求められている。

完成車生産を持つとすれば、ASEAN内で自動車車種別の生産体制集約化・分業化が進展していく過程で、ヴィエトナムとしても、ASEAN全域をマーケットとできるような車種の、マザー工場をひとつでも持てるよう政府として支援していく必要がある。将来性のある車種のマザー工場を持つことが、今後非常に重要な意味を持つ。将来主流になりそうな車種のマザー工場に、ヴィエトナム内の組立工場がなれるよう、戦略的な政策支援を実施していく必要がある。

部品については、国内部品生産を促進するべく、合理的な関税体系を維持する(完成車>KD

<sup>33</sup> IKD:部分的に国産化されているCKD

部品>KD部品のコンポーネントの順で、段階的に下がって行く形)ことが必要である。長期的 に見て、国内に落ちる付加価値を少しずつ増やして行くことを考えようとした場合、国内向けに 加えてASEAN域内輸出向けの部品生産から徐々に国産化を図っていくしかない。政府は、そ れが可能な仕組み(関税体系等)を早急に作る必要がある。ASEAN域内での生産体制が完全 に確立されていない主要部品を選び出し、戦略的に育成する必要がある。ヴィエトナムからAS EAN域内に部品を輸出するとかなりの恩典があるという状況を作り出して、有力部品メーカー を誘致し、徐々に国内部品生産レベルを上げて行くことが考えられる。ヴィエトナムの場合、市 場規模が非常に小さいことに加えて、既に他国に出遅れて、大差がついていることから、関税の みでは、FDI誘致は非常に難しいと思われる。他のASEAN諸国に勝る、かなり旨みのある FDI誘致措置を打ち出して、部品生産会社のFDIを積極的に誘致しなくてはならない。極力 早く誘致することが重要であり、2006年までの間に競争力を持てるように、できるだけの支援を すべきである。人材面でのヴィエトナムの評価は高いが、人材の質がよいというのは数字に出な い部分である。数字で現れる部分では、電気代、通信費、物流コストのいずれをとっても他国に 負けている。電気に関しては、供給が不安定で停電が多いという問題もある。投資インセンティ ブに関しては、他国と遜色ないが、特にプラスにもならない、というような具合である。数字に 現れる部分で明確なセールスポイントを作る必要があると思われる。

技術移転に対する制度的保護が不十分であるという問題もある。通常、自動車および部品の製造技術のようなものは、先進国から途上国へ継続的に移転する必要があるが、ヴィエトナムで現在認められているのは、基本的に単発的技術移転であり、最長でも7年間しか技術移転契約が認められていないといわれている。ロイヤルティ支払いの上限も低く設定されている。技術移転には正当な対価を支払う必要があり、移転される技術の知的所有権等をしっかり保護する必要がある。このことが、先進国からの技術移転を促進する。

現在、車両生産会社はすべて、10年後に国産化率30%を達成しなくてはならないことになっているが、実際それができた時に、何らかの関税等の還付がなされるといった措置を取るということも考えられる。国産化比率を高めることが、進出企業にとって大きなメリットになるようなインセンティブを与えることは非常に重要である。

ASEAN域内での分業スキームは、ASEAN4の間でほぼできあがりつつあり、ヴィエトナムの入る余地は少ない。分業の可能性の残された部品製造企業の誘致に関しても、他国との競争がある。厳しい状況であることを認識し、戦略的にFDIを呼び込む必要がある。現在すぐに取り組むべき主要な政策としては、メーカーが安心して設備投資できる環境を保証するような、長期の自動車・同部品産業育成政策を提示すること、技術移転を円滑化するための法的整備、投資環境の向上(インフラ整備、より有利な投資インセンティブの整備等)、現地企業発掘支援な

どがある。

2006年までに中期的に取り組む課題としては、自動車関連のATFA一般的適用除外継続および関税保護等の継続、需要の喚起、有力部品メーカーの誘致、輸出の奨励などが挙げられる。

将来的に、すべての製品についてASEAN域内関税が5%以下になり、自由貿易圏が実現した後でも、補助金を使うことは可能である。WTO等でも発展途上国向けの補助金規制はゆるく設定されている。関税引き下げと同時に、国内消費税を引き上げ、それを原資に、輸出補助金と見なされない形での設備投資および技術移転投資を促進する補助金を支給する必要がある。補助金が既得権益にならないよう、透明性の確保に留意する必要がある。

ヴィエトナムの自動車組立産業は、2010年の段階でも年間組立台数が6万台程度にしか達しないと見込まれ、それを11社で分けることから、当面、国際競争力を持つことはできない。保護を停止した瞬間に、組立産業は消失する可能性が高い。自動車組立を可能であればGEに残しつつ、国内外に20年程度の整合的な長期政策を持ち、徐々に国産化率を向上させ、競争力をつけていくという正攻法が求められている。

# ヴィエトナムのWTO加盟の意義と留意点 -資本集約型・幼稚産業に係る視点から-

福 井 宏一郎 日本政策投資銀行 「

# 響場 崇夫 日本経済研究所

# 橋 本 裕 子 日本経済研究所

はじめ	SE	174
<第 [	部>ヴィエトナムにとってのWTO加盟の意義と課題 ······	176
1.	WTO加盟のメリット	176
2.	WTO加盟国によって課せられる義務	177
3.	WTO加盟によって遵守すべきルール	177
4	WT〇諸協定の概要(詳細は第Ⅱ部-5参照)	181
5.	WTO諸協定に共通する3大原則(最恵国待遇・内国民待遇・数量制限廃止) …	182
6.	関税譲許と3つの例外(モノ貿易に関する諸協定)	183
7.	モノ以外の貿易に関する協定(サービス協定・知的所有権協定)	186
7	7-1. サービス協定	186
7	7-2. 知的財産保護制度	188
7	7-3. 貿易手続きの透明性にかかわる協定(TRIM協定、TBT協定等)	190
	< T B T 協定 > ··································	190
	<輸入許可協定>	191
	<関税評価協定>	192
	<trim協定> ·····</trim協定>	193
<第]	■ 部>WTOの現状	195
. 1.	WTOとは?	195
2.	WTOについて知っておくべき詳細	198
:	2-1. 設立経緯	198

- 福井の所属は、本件調査開始時点のものであり、現在は株式会社ケイディーディーアイ理事である。

171

2-2. 基本目的	198
2-3. 基本原則	199
2-4. WTOの機構 ····································	199
2-5. GATTにおける貿易自由化交渉の流れ	200
2-6. WTOとGATTの違い	201
2-7. 正式加盟までのプロセス	202
2-7-1. 加盟交渉	202
2-7-2. 加盟承認	203
2-7-3. 加盟の効力発生	203
3. WTOにおける貿易紛争解決の仕組み	203
3-1. 特徵	203
3-2. 紛争手続きの流れ	204
4. WTOにおける発展途上国の特別待遇	206
4-1. 特別条項	206
4-2. 貿易と開発委員会(CTD) ····································	208
4-3. 技術協力(研修他)	
5. WTO諸協定の概要(The WTO Agreements)	209
5-1. WT O諸協定に共通する 3 大原則	210
5-1-1. 最恵国待遇原則(Most-Favored-Nation Treatment:MFN) …	210
5-1-2. 内国民待遇	212
5-1-3. 数量制限の一般的廃止	213
5-2. 関税譲許と3つの例外 -モノ貿易に関する諸協定	
5-2-1. 関税譲許	214
5-2-2. 譲許関税の3つの例外	215
5-2-2-1. アンチ・ダンピング措置	
5-2-2-2. 補助金・相殺措置	
5-2-2-3. セーフガード (緊急輸入制限)	
5-3. モノ以外の貿易に関する協定 -サービス協定・知的所有権協定	
5-3-1. サービス貿易	223
5-3-2. 知的財産保護制度	
5-4. 各国の行政手続きの透明性にかかわる協定	
5-4-1. 基準・認証制度(Technical Regulations and Standards)	
5-4-2. 輸入許可手続き	
5 - 4 - 3 . 関税評価規則	228
5-4-4. 船積み前検査手続き	220

5 - 4 - 5.	原產地規則(Rules	of	Origin)	 229
5-4-6.	貿易関連投資措置			 230

#### はじめに

ヴィエトナム政府は、1995年1月にWTOへの加盟申請を行い、同年米国と国交回復を果たし、諸々の多国間交渉、2国間交渉を経て、2000年7月には米越通商協定の締結に漕ぎ着けるなど、これまで貿易自由化による投資・貿易の拡大を通して自国経済の発展を促すことをめざして来た。しかし、昨今、その取り組みは、自国の産業政策が不明確なまま、世界の潮流に従うかたちで自由化の方向に押し流されている観が否めない。国際社会に復帰したヴィエトナムが、今後、他国との貿易や投資活動を通じて発展して行くためには、WTO、AFTA、APECに象徴される貿易自由化の取極めを尊重して行くことが大前提となるが、それと同時に、その国際的取極めの枠内で、いかにヴィエトナムの産業を育てて行くかも考慮する必要がある。資本集約型の技術蓄積を必要とする産業には、何らかの政府の支援がない限り、産業育成がきわめて難しいものもあり、自由化政策とうまく適合する産業育成策を取る必要がある。

産業化でヴィエトナムに先行するASEANの近隣国では、今でも自国の産業の育成方針に照らして、必要な措置が出てくれば、WTOやAFTAと再交渉したり、自国の関税率を変えたりしている。一例として、昨年の自動車産業で起こっているケースを見てみよう。タイ、インドネシア、マレイシア、フィリピンの4カ国は、過去数十年にわたって自動車産業を育成して来ている。しかし、ローカル・コンテンツ要求については、2000年までに廃止することをWTOに約束していた。タイとインドネシアは、約束に従って今年廃止したが、同時に自動車部品の関税を上げて、自国の部品生産を輸入品から保護した。一方、マレイシアとフィリピンは、ローカル・コンテンツの延期(それぞれ2年および5年)をWTOに申請した。マレイシアはさらに、AFTAに対しても、自動車関係の域内輸入関税引き下げ時期を2003年から2005年まで延長することを申し出ている。

一方、ヴィエトナムで昨年話題となった、Mitsui-Vinaから三井化学が撤退したケースを見てみよう。Mitui-Vinaは、塩化ビニール年産8万トンの生産能力を有するヴィエトナム初の大型の石油化学プラントで、操業開始後間もないための固定費負担と市況の悪化に苦しんでいた。他国なら、当然操業開始から数年は関税による保護が期待できるケースである。しかし、ヴィエトナム政府の説明は、外国に約束したことは守らなければならない、というものであった。AFTAに対して、塩化ビニールの関税をゼロとして(あるいは非常に低率で)提出してしまっているという意味であろうか。これでは、本末転倒である。第一に、ヴィエトナムのAFTAの期限は2006年であるのに、どのような考え方のもとでAFTAに塩化ビニールの関税をゼロとして(あるいは非常に低率で)提出したのかという問題が挙げられる。第二に、問題が起こったときに、AFTAに対して再交渉できなかったのかという問題が挙げられる。塩化ビニールは、石油化学プラントでは通常一番先に建設される。ASEANの他の国では、これまで20-40%の関税で保護し

て立ち上げている。AFTAの期限が2003年であるフィリピンでは、今でも塩化ビニールを保護している。1999年に稼働を開始したPhilippines Resins Industries (PPII:7万トン/年)は、政府の保護関税(20%)のおかげで順調に業績を伸ばしてきており、生産能力倍増(14万トン/年)計画も検討されるに至っている。

ヴィエトナムは、それぞれの産業についての長期的なビジョンを持った上で、なおかつ、産業政策策定者がWTOの現状を正確に理解した上で、WTOへの加盟交渉に当たる必要がある。主な資本集約型6業種(鉄鋼・石油精製・石油化学・尿素肥料・セメント・自動車)については、私たち(同じ著者)が、今回提出した別の論文で、長期的なシナリオを作る上でのオーソドックスな考え方や選択肢を検討している。一方で、本稿は、WTOの現状を把握すると共に、WTO加盟がヴィエトナムにとって意味するところを正確に理解するという観点からまとめられている。同時に、WTOのレジームの中で、ヴィエトナムが今後どのような産業政策をとりうるのか、また、ヴィエトナムがそれぞれの産業についての長期的な育成ビジョンをもとに、WTOに対してどのような交渉ができるのか、という点での参考になることを狙っている。以下、第Ⅰ部でヴィエトナムにとってのWTO加盟の意義と課題をまとめ、第Ⅱ部で、WTOの現状の概略を説明することにする。

# 〈第Ⅰ部〉 ヴィエトナムにとってのWTO加盟の意義と課題

## 1. WTO加盟のメリット

WTO正式加盟国数は、2000年2月現在で、既に135カ国<sup>2</sup>となっているが、この他にもWTO加盟申請国・地域が30カ国・地域にも上っている。これらの国々がWTOに加盟することによって期待している便益とは一体何なのであろうか。特に大きなメリットとしては、①通商上の問題や紛争の解決に際して共通の規範・尺度および解決のための場を得ることによって貿易紛争の建設的な解決を図ることができること、②共通ルールに基づいて国内の貿易・投資環境整備を図ることによって多国間貿易および市場アクセスが容易になること、そして、③貿易の促進によって経済成長を刺激することなどが挙げられる。また、ヴィエトナムの場合に言及すれば、具体的には、以下のようなメリットが考えられるだろう。つまり、①全加盟国との貿易の際に、最恵国待遇が与えられること、②自由貿易体制との連動によって、国内経済改革を促進することができること、③技術移転の機会が拡大すること、④海外市場の拡大すること、⑤ヴィエトナムの国際的地位が向上すること、⑥他加盟国との間での貿易紛争で、独力で解決できないものを国際ルールに基づいて解決する手段を得ることができること等である。

ただし、これらのメリットを享受できる一方で、国内の産業政策の制約となるという対価もま た払うことになる。なぜなら、ヴィエトナム政府が育成しようとしている資本集約型産業、例え ば鉄鋼、石油精製、石油化学、尿素肥料、セメント、自動車産業などのどれをとっても、未だヴィ エトナム国内には存在しないか、あるいはあるにはあるが国際的な価格競争力のないものが多く、 自由貿易体制下に完全に移行した時に果たして育成していけるか、あるいは生き残って行けるか は大いに疑問である。ヴィエトナムのように、産業インフラが整備されておらず、サポーティン グインダストリーも育っていない状況下では、外資を誘致しようとしても、そういったものが整 備されている国との競争が不利になってしまう。自由貿易体制が、ヴィエトナムの工業化に色々 な制約条件を付けてくる可能性があるとも言える。上述のように、WTO加盟のメリットがある 一方で、失うものもあることを正確に認識しておく必要がある。多くの国が失敗してきたとおり、 幼稚産業の保護は必ずしも肯定される政策ではない。しかしながら、資本集約型であったり、外 部性があったり、Learning By Doingの影響が大きいような産業を立ち上げるには、何らかの政 府の支援が必要なことも明らかである。一方で、資本集約型産業を支援することにより、ヴィエ トナムに比較優位があると言われる軽工業分野に必要な資本をクラウドアウトしてしまい、メリッ トを享受できなくなってしまう可能性もある。メリット、デメリットを正確に理解したうえで、 バランスの取れた政策を取ることが求められている。

<sup>2 2000</sup>年9月8日現在、正式加盟国数は138カ国・地域に上る

# 2. WTO加盟国によって課せられる義務

WTOに加盟することによって得られる便益は、ある一定の約束を守って初めて享受することが許されている。つまり、ヴィエトナムも、すべての加盟国同様に、その加盟と同時にWTO設立協定および附属書1~3に規定されているモノ・サービス・知的所有権に関する約束を遵守する義務を課せられ、これに違反する場合には他加盟国からの制裁措置をも甘受しなくてはならないという厳しいものである(詳しくは第Ⅱ部−1参照)。

WTO加盟によって課せられる義務が大きいため、一国のWTO加盟が承認されるに至るまでの交渉過程は非常に厳しく、通常、長い期間を要する(加盟承認プロセスについては第II部-2-7参照)。例えば、中国は、1986年にGATT再加入を正式に申請して以来、1995年のWTO発足時に原加盟国となることをめざしたが失敗した。これまでに14年の歳月が流れているが、今年、ようやくWTO加盟交渉の最終段階に入って来たところである。加盟承認のプロセスは2国間交渉と多国間交渉の形を取るが、中国の場合、2国間交渉に関しては、1999年の日中および米中2国間交渉の合意を契機に、同年、豪州、カナダ、チリ、キューバ、ベネズエラ、ブラジル、インド等との交渉妥結、さらに、2000年に入ってからは、EU、タイ、メキシコ、アルゼンチン等13カ国と2国間協議を継続中である。ヴィエトナムの場合、まだ、米越間での交渉がひとつ成立したばかりであるから、WTO加盟承認までの道のりはまだ長いことが予想される。

一方、加盟してからも、当然のことながら、WTO諸協定の定めるルールを遵守することが厳しく求められて行く。ルールに違反した場合には、それによって損害を受けた他加盟国との間を調停する貿易紛争解決機関が設置されており、2国間の貿易紛争を速やかに解決する仕組みが完備されている(貿易紛争解決手段については第II部-3参照)。中立な第三者の仲介があることで、ヴィエトナムを含めて、まだ経済力・政治力の余り大きくない後発途上国は、先進国と対等に渡り合うことができるというメリットは大きいと思われる。

# 3. WTO加盟によって遵守すべきルール

WTOの基本目的は、市場経済原則に則って世界経済の発展をはかることであるが、それを具現化しているのが以下の3大原則である:①最恵国待遇原則(GATT第1条)、②内国民待遇原則(GATT第3条)、③数量制限の一般的廃止の原則(GATT第11条)の3つである。ヴィエトナムの産業育成にとっては、④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則(GATT第2条、第28条2項)もまた重要である。

つまり、自由貿易体制のもとですべての加盟国に等しく最恵国待遇(①)を付与すると共に、

外国の製品に自国製品と等しい待遇(②)を付与し、すべての貿易障壁(関税障壁および数量制限等の非関税障壁)を取り払い(③)、市場と資源の自由かつ無差別なアクセスを各国間で保証することによって、国際貿易の拡大、世界経済の発展を促すことを目的としている。なお、過渡的措置として、すべての関税以外の保護を関税による保護に一本化することを認めている(④)。つまり、関税保護はWTO協定下で、唯一合法的に使える国内産業保護手段となっている。ただし、貿易自由化の精神に則り、各国は、順次、関税水準を引き下げて行く努力を強いられる。そのため、関税の上限(譲許関税)を設定し、その後、漸進的に関税を引き下げていく義務を負っている(WTO協定の各原則についての詳細は第Ⅱ部-5参照)。

なお、発展途上国<sup>3</sup> (特に後発<sup>4</sup>途上国) に対しては特別な配慮がなされており、これら協定の 遵守のために必要な経過措置や例外条項が設けられている (詳細は第Ⅱ部-4参照)。それらの ヴィエトナムへの適用がどこまで認められるのかは、基本的には加盟交渉次第であるかと思われ るが、現時点で、ヴィエトナムにとっては、余り有利ではない材料が多い。

第一に、これまでWTOへの正式加盟を果たしている旧ソ連市場経済移行国の例では、WTO加盟承認に至った加盟交渉の内容がかなり厳しいものになっている。例えば、最近に加盟承認されたエストニア、グルジアの場合、関税はほぼすべて譲許。(主要工業品の譲許税率は10%前後)、サービス分野での大幅な自由化約束、TRIM協定違反なし、TRIPs・TBT・関税評価等に関する移行期間なし、農業輸出補助金の加盟時撤廃など、非常に厳しい条件になっている。

第二に、中国の例でも、これまでの2国間合意等の内容を見てみると、モノおよびサービスの 分野での大幅な自由化が基本となっている。

#### (モノの分野)

① 関税:鉱工業品関税は2005年には平均9.4%に引下げ、農産物全般の平均関税率は2004年 1月までに17%とする大幅引下げを約束(米中合意)。一方、ITA、ゼロゼロセクター (衣料品、鉄鋼、紙、建設機器、農業機器、医療機器、家具、玩具など)、化学品ハーモナ イゼーション(化学品および化学製品の関税引き下げ)等6への参加表明(WPにおい

<sup>3 「</sup>途上国」の客観的判断基準はなく、事実上、自己申告となっている。GATTの貿易開発委員会が判定することはできるが、前例はないようだ(『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』第6章「発展途上国とガット」高瀬保編著(東洋経済新報社)(1995年))

<sup>1</sup> バングラデッシュ、ミャンマー、アフガニスタン、多くのアフリカ諸国など。

<sup>5</sup> つまり、輸入品目のほとんどすべてに譲許関税が適用されているということ。この割合を見るために譲許率 (譲許品目輸入額の総和一全輸入額×100)が用いられているが、WTO加盟国の譲許率は、先進国で平均 99%、発展途上国で平均73%、市場経済移行国で平均98%となっている。

て)。

- ② 輸入制限措置:各輸入数量制限(輸入数量割当、輸入許可、公開入札など)を加盟後5年 以内に撤廃することを約束。例. 自動車の輸入数量制限は2005年に廃止し、その経過期間中 に輸入割当数量を60億ドルから年率15%の割合で拡大する(米中合意)。
- ③ 基準認証:国産品と輸入品に対する法令基準を一本化するなど内外無差別の取扱、および 透明性の確保を保証するなど(日中合意)。

#### (サービス分野)

- ① 流通?:加盟後、流通業における外資企業参入に関する制限は漸進的に緩和され、一部例外 \*を除いて加盟3年以内に地域制限、企業数(店舗数)制限、外資比率制限を撤廃することを約束(日中合意)。加盟後3年以内にほとんどすべての流通サービスへの制限を段階的に廃止し、流通関連サービス。も加盟後3-4年以内に段階的に規制撤廃(米中合意)。
- ② 電気通信<sup>10</sup>: すべての通信サービスについて外資49%を認め、加盟後2年以内に付加価値 通信サービス、ポケベルサービスの外資50%を認める。地理的制限も加盟後、段階的に廃止 する(付加価値通信、ポケベルサービス: 2年以内、携帯電話サービス: 5年以内、国内優 先サービス: 6年以内)が、北京、上海、広州については加盟時に全サービスを開放する約 東(米中合意)。

#### ③ 金融:

- (a) 保険<sup>11</sup>: 生命保険業者は加盟時に外資50%が認められ、非生命保険業者(損害保険等)は、加盟時に外資51%、加盟後2年以内に完全独資の子会社設立が可能。地理的制限は加盟後3年以内に段階的に廃止。外国保険業者は、加盟後5年間で段階的にグループ保険、健康保険、年金保険に業務範囲を拡大することを認められる(米中合意)。
- (b)銀行<sup>12</sup>:設立に関する地理的制限は、加盟5年後に撤廃。加盟2年後に中国企業に対して人民元業務が行え、加盟後5年以内には中国人個人に対して人民元業務が行える(米中合意)。

<sup>6</sup> 化学ハーモナイゼーションとは、化学品および化学製品(原則HS28-39類)に関して、最終的な引下げレート(0-6.5%)および実施期間を定めて関税引き下げをしていく取極めで、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたものである。日、米、EU等の国々が参加を表明している。この他にも、分野を限定した関税引下げの試みとして、例えば、ITA(Information Technology Agreement)情報技術分野における関税撤廃の取極('96.12)があり、51カ国・地域が参加している('99.12)。

<sup>7</sup> 流通業における外資参入は厳しく制限されており、中央政府ベースでは限られた大都市と経済特別区で小売業につき試験的進出が認められているのみ

<sup>8</sup> 大規模な百貨店、チェーンストアの外資マジョリティは認めない

<sup>9</sup> レンタル、貨物輸送、倉庫、検査等

<sup>□</sup> 電気通信サービスの販売は厳しく制限され、外国投資は禁止されている

<sup>□</sup> 外国企業に対して上海と広州での営業のみ許可している

<sup>□</sup> 外国銀行の設立は厳しい地理的制限があり、中国人相手に人民元業務をする事は禁止されている

- (c) 証券:外資49%以下の合弁企業が国内証券の引き受けや外貨建て証券(社債、株式)の 引き受けや取引を行うことができるようになる。また、外資合弁企業は中国と同等の条件 で資産運用することを認められる(米中合意)。
- ④ 建設: (日中合意)
  - (a) 不動産業については、加盟時より100%外資の現地法人の設立が認められる(一部高規格のプロジェクトを除く)。
  - (b) 建設業:加盟後3年以内に、外資100%の現地法人設立が可能。
  - (c) 建築業:加盟後5年以内に、外資100%の現地法人設立が可能。
- ⑤ 海運:フレート・フォワーディング(貨物輸送)に関しては、加盟時に外資49%以下に 合弁企業を認め、加盟後1年以内に外資マジョリティ、加盟4年後に外資100%の現地法人 の設立が認められる(日中合意)。

第三に、過日、締結された米越2国間合意(2000年7月13日)の内容も米越間のモノおよびサービス貿易の分野での大幅な自由化を約束するもので、ヴィエトナムにとっては非常に厳しい内容となっている。なお、米越間で合意された内容については、今後、WTOの最恵国待遇の原則に基づいて、今後、他加盟国との2国間貿易交渉においても同様に供与されることが求められる。

#### (モノの貿易)

- ・ 米国産品に対する輸入関税を3年間で段階的に削減(輸入関税率平均40%→平均3%)する(輸入禁止産品は含まれない)
- ・ 米国製農産物および工業製品に係る輸入割当を2-7年以内に廃止する(砂糖に関しては 10年以内)
- ・ すべての輸入品に対し、内国民待遇を保証すること:課税によって直接・間接に、輸入品 を国産品に対して差別しない<sup>13</sup> (一部産品は3年間で段階的に廃止)
- ・ 協定発効後3年より、ヴィエトナムで製造業を営む米国資本の企業は、貿易活動にも従事 することが認められる
- ・ 米国企業または米国人は、ヴィエトナム企業との合弁で(外資比率49%)商社を設立する ことができる(外資比率は協定発効後3年で51%まで引き上げることができる)。また、協 定発効後7年で米国企業の100%出資子会社の設立も認められる

#### (サービス貿易)

WTOの「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)の基本内容の合意によって、

<sup>13</sup> 国境措置である関税は除いて、同種の国内産品に対する措置と比して差別的であってはならないということ。これは、輸入品に対して差別的措置を採ること禁止すると共に、関税以外の手段で、関税の引下げ効果を相殺するような措置が採られて、隠れた貿易障壁とならないようにすることを目的としている。

サービス分野への米国企業の参入の道が大きく開かれることになった。

- ・ 金融(銀行):合弁による銀行設立は、米国資本30-49%まで認める。協定発効9年後からは米国銀行の100%子会社を認める。ヴィエトナム銀行に対する出資比率も同国の投資家と同様に認める。8-9年後には現地通貨預金の受け入れも可能になる予定。また、100%米国資本の金融機関(銀行含む)は、3年後から、外資企業の土地使用権を担保に融資ができるようになる。
- ・電気通信:ヴィエトナムは、WTOの「基本電気通信の規制の枠組に関する参照ペーパー」に規定されている相互接続の確保、ユニバーサル・サービス、免許基準の公表等の競争促進的枠組を適用することに合意。付加価値通信については協定発効2年後から合弁企業の設立が許可(外資比率最大49%、6年後は無制限)される。7年後には100%外資企業の設立も可能になる。

#### (その他の分野)

- ・ 知的財産権保護の分野では、ヴィエトナムは、WTO協定整合化を18カ月以内に行うことで合意している。
- ・ ローカル・コンテンツ要求や輸出要求などのWTO協定に整合的でない貿易関連投資措置 についても、今後、段階的に廃止していくことを約束、二重価格制度についても廃止を2-4年以内には実施することで合意している。

したがって、上述の市場経済移行国(中国および旧ソ連諸国)の事例、および米越2国間合意の内容から言っても、今後、ヴィエトナムに対して、WTO協定上認められている後発開発途上国に対する大幅な優遇措置が認められる可能性は低いと予想される。

#### 4. WTO諸協定の概要(詳細は第11部-5参照)

WTO設立協定と附属書1~3までの各協定は、一括受諾方式により全WTO加盟国に適用されている。現在WTO加盟交渉中のヴィエトナムを含めて、今後WTOに加盟することを希望する国々は、WTOに加盟することでさまざまな貿易経済上の便益を享受できると共に、それを得るために果たすべき当然の義務として、その国内諸制度のWTO協定整合化を求められることになる。それが意味することが一体どのようなことであるのかを把握しておくことは重要である。以下の4つのテーマに分けて、ヴィエトナムの現状と課題、特に産業政策に及ぼす影響を概略する。

① WT〇諸協定に共通する3大原則(最恵国待遇・内国民待遇・数量制限廃止)

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 附属書4の各協定については、各協定の締約国間のみで適用される

- ② モノ貿易に関する諸協定、特に関税譲許と3つの例外(セーフガード、補助金相殺措置、 ダンピング対抗措置)
- ③ モノ以外の貿易分野に関する協定(サービス協定・知的所有権協定)
- ④ 貿易手続きの透明性にかかわる協定(TRIM協定、TBT協定等)

# 5. WTO諸協定に共通する3大原則(最恵国待遇・内国民待遇・数量制限廃止)

外国産品と国産品の扱いを同じにし、すべての数量制限を取り払い、すべての国に等しく最恵国待遇を与える。ヴィエトナムの産業政策にとって、それはどのような意味を持つのだろうか。例えば、現在、ヴィエトナムでは、以下の品目に関して輸入数量制限が実施されているが、これらの中には、自動車、鉄鋼、セメント、石油などの重要な産業にかかわるものが含まれている。しかし、WTO協定整合化のため、これら数量制限による国内産業の保護は撤廃し、関税に一本化して行かなくてはならないだろう。そこで、初めの内は、現行の数量制限をそっくり置きかえることができる程度の高い関税水準を設定し、それから、徐々に関税を下げて行くという順序になるだろう。各産業が立ち上がり、ある程度の価格競争力(少なくとも国内市場において輸入品と対抗できる程度の価格競争力)を得るまでは、なるべく高い関税水準を保持して、国内産業を守る必要がある。そのために、初めの段階で、なるべく高い護許関税(関税上限)を認めてもらう必要があるが、どの程度の関税水準を認めてもらえるかは、基本的に交渉次第と思われる。その意味で、加盟交渉の段階で、ヴィエトナムの国策(産業政策)への理解を強く求めて行くことが必要になってくる。

#### ヴィエトナムの輸入数量制限実施品目

- ・ 環境保全、健康維持、交通安全の観点から禁止されているもの:武器、麻薬等の危険物、 タバコ、古着、中古の家電、中古の自動車部品、右ハンドルの自動車、中古機械等
- ・ その他:砂糖、タイル、セメント、板ガラス、新聞等印刷用紙、鉄鋼、植物油、自動車の IKD等の形態での組立部品、12席以下の自動車等
- ・ 輸入割当が行われているもの:石油

一方、数量制限を撤廃すると共に、国内産業保護を関税に一本化すれば十分な保護ができるのかと言えば、それも中々難しい状況である。第一に、WTO既加盟国の譲許関税率の水準は既に非常に低いものになっている「ため、余り高い関税水準は認められないと予想される。そして、第

<sup>5</sup> ウルグアイ・ラウンド (1986-1994年) の関税引き下げ交渉の結果、各国の平均関税率は以下のようになった: 米3.5%、日本1.5%、EU3.6%、韓国8.3%、タイ28.0%、インドネシア36.9%、マレイシア9.1%、フィリピン24.6% (MITI. 2000. "Report on the Consistency of Trade Policies by Major Trading Partners")

二に、今直ぐにではないが、将来的にヴィエトナム政府が保護して立ち上げなくてはならなくなるであろう産業がある(例えば、自動車や石油化学)が、それらに対する合法的かつ有効な関税等による保護手段がほとんどない状況である。

このような八方ふさがりの状況で、ヴィエトナムの幼稚産業育成のためにWTOルールの枠内で何ができるかと考えると、輸入数量制限に関しては、WTOに対してGATT第18条C(開発の初期段階にある加盟国に関する例外措置)の援用を了解してもらうことも可能性のひとつとしてある。同規定の援用は、幼稚産業の確立を促進することにより国民の一般的生活水準を引き上げるために政府の援助が必要とされる場合に認められる。WTO加盟国への通告および協議手続きを経て、承認されれば、一定制限下においてGATT第1条(最恵国待遇)、第2条(関税譲許)、そして第13条(数量制限の無差別適用)以外のすべてのGATT規定に反する措置をとることができるため、内国民待遇の原則に反する措置、例えば、輸入数量制限も一定期間認められることになる。身近な事例としては、マレイシアが自国の石油化学産業保護のため、GATT第18条Cを援用してポリプロピレン(PP)およびポリエチレン(PE)の輸入禁止をしたことが知られている。

ただし、他加盟国への通告および協議の義務があるため、ヴィエトナム政府としては、できれば、かなり前広に、損害を与える可能性のある関係各国に対して、一部産業については国策上どうしても保護したい旨、伝え、理解を得ておくとよいのではないだろうか。例えば、自動車産業の場合、そのような措置が特に必要になると思われる。ヴィエトナムのように人口の大きな国が、将来、すべての自動車需要を輸入でまかなうことは、国際収支上、不可能なことであるため、ヴィエトナム国内に自動車メーカーを育成することは国策として非常に重要である。一方、周辺各国は、自動車産業を国策として、既に30年余りの歳月をかけて、輸入禁止→国産化規制→規制緩和→自由化という段階を踏んで徐々に育成してきたのに対して、ヴィエトナムはほとんど初めから自由貿易体制下で他国との競争を強いられることになる。このまま、有効な保護政策なくして完全自由化に踏みきってしまうとなれば、現在、細々と生産して存続している国内メーカーが一掃されてしまうことは火を見るより明らかな状況である。

# 6. 関税譲許と3つの例外(モノ貿易に関する諸協定)

合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則に基づいて、WTO加盟国は、代表的な貿易障壁である関税を、関税交渉を通じて相互に引き下げて行くことをめざしている。つまり、WTOは、数量制限を原則として禁止する代わりに、関税賦課をひとまず容認し、加盟国が関税交渉を通じて品目ごと(原則として関税分類16ごと)に関税率の上限を約束(譲許)し、その後、逐次、その上限税率(譲許税率)と実行税率(実際に適用される関税率17)とを相互に引き下げるこ

とによって、関税障壁の削減をめざしている。なお、現状の譲許率を超える関税引き上げを行う場合には、GATT第28条の手続き<sup>18</sup>を経て、譲許税率自体を引き上げなくてはならない。この手続きを経ないで、譲許税率を超える関税引き上げを行うことはGATT第2条違反と見なされる。一方、譲許税率以内での高関税の維持、低譲許率、非譲許品目の関税引き上げの措置については、WTO協定に反する不公正貿易措置には当たらないが、それはWTOが提唱する自由貿易推進の理念に反すると共に、貿易に実害を及ぼす場合もあるため、加盟各国には、これらの措置の自主的な是正、つまり、関税の全般的な引き下げと譲許率(譲許品目輸入額の総和÷全輸入額×100)の向上、つまり、非譲許品目の削減が求められている。

ヴィエトナムは現在、関税制度を整備しつつあり、1996年HSへの対応を2000年中に実施する 予定であるが、現行の輸入関税制度に関しては、以下のように、実行関税に関する問題点がいく つか指摘されている:

- ・ 主要輸入品(自動車、家電、セメント、プラスティック・ゴム、紙、石油、鉄鋼、アル コール飲料等)に対する関税率の水準が高い。特に、完成品に対して、部品の税率が高い。
- ・ 関税率の改定が頻繁に行われ、関税引き上げが実施されることがある(遡及適用されることもある)
- ・ 優遇税率の適用方法がしばしば変更される
- ・ 関税以外に各種の手数料が課せられている

国内産業の育成の観点から、高関税を保持せざるを得ない製品はあって然るべきだが、突然の関税引き上げは世界的な関税引き下げの潮流に逆行するものである。仮に、それが譲許税率の範囲内であっても、突然の関税引き上げは、国際社会から歓迎されない。関税率を含めた優遇税率が頻繁に改定されることは、進出企業の投資予見性を損ない、現地生産のメリットを減じる恐れもあるので避けた方がよい。また、部品に対する高関税は、輸出競争力のある完成品産業の育成を阻むこともあるので留意する必要がある。

<sup>「6</sup> 関税分類:関税分類については、関税協力理事会(通称WCO: World Customs Organization)が1988年に定めた「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」が世界の大半の国において統一的に使用されている。また、HSの統一的運用の確保のために、締約国はHS分類の部、類、項または号の適用範囲を変更しない義務を負うと規定(HS条約第3条1項)されている。HS分類は定期的に見直されるが、その結果、品目の分類が変わって譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、GATT第28条の交渉が必要となる。

<sup>『</sup> 先進国においては、大概、関税譲許率は実行関税率と同じであるが、発展途上国においては通常、実行税率 よりも関税譲許率の方が高く設定されている。

<sup>18</sup> 譲許税率の引き上げや撤回を行う場合には、譲許について直接交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意、そして、その譲許の変更に実質的利益を有する当該産品の主供給国等との協議を条件としている(GATT第28条)

1999年1月から改正輸出入法が施行されたが、適用税率が特別特恵税率(AFTAのCEPT スキームに基づく輸入)、特恵税率、そして、標準税率の3種類となっている。しかし、特別税率は2国間協定によって最恵国待遇(MFN)を付与する約束をしている国からの輸入のみに適用されることになっているため、標準税率が適用された国にとっては、MFN税率よりも50%割高な関税を強いられることになってしまう。これは、通常のWTO既加盟国であれば、WTOの最恵国待遇の原則(GATT第1条)に違反する状態であり、特定の国のみがヴィエトナムに有利なアクセスを確保することになりかねない。この状態が長期化することは望ましくない。今後の加盟交渉のスピードアップが求められている。

ヴィエトナムは現在、関税オファーについて準備中であるが、非関税障壁および手数料の関税 化の作業に時間がかかること、また、経済発展上の問題からなるべく長い経過期間を認めてもら うことが必要となることなどの問題を抱えている。しかし、ヴィエトナムに対しても、他加盟国 とのバランスをとりつつ、主要輸入品目に関する一層の関税引き下げ努力をすることが国際社会 からは求められており、ヴィエトナムにとって十分な優遇措置を期待することはかなり厳しい状 況である。

ところで、上述のごとく、WTO体制下では、譲許関税を全加盟国に対して適用することが自由貿易推進の鍵となっているが、以下の3つの貿易措置に関しては例外が認められている:

- ① アンチ・ダンピング (AD) 措置
- ② 補助金相殺措置(CVD)
- ③ セーフガード (緊急輸入制限措置)

つまり、ある国の産業のダンピング行為によって、輸出された国の競合する産業が損害を被った場合(①)、ある国の補助金(輸出補助金、国内産品優先使用補助金、その他)が交付された産品が、輸出された国の産業に損害を与えている場合(②)、そして、輸入の急増に際し、国内産業への深刻な打撃を回避するために緊急避難的な措置が必要な場合(③)には、相殺関税の付与(①、②)、輸入制限(③)などの対抗措置を行うことが合法的に許されているということである(詳細は第Ⅱ部-5-2-2 「譲許関税の3つの例外」参照)。

昨今、これら合法的に認められている貿易措置が、濫用されて、事実上の輸入制限措置として利用されるケースが見受けられる。特に、鉄鋼分野におけるAD措置の発動が目立っている。なお、AD措置の場合は、その性格上、仮に、AD措置が発動されないまでも、調査が開始されるだけで影響がでるものである。つまり、将来ダンピング税が課税される恐れが生じるだけで輸出先企業等の輸入意欲を阻害すると共に、調査開始に伴って被提訴企業は実際に多大な労力、時間、費用を強いられることになる。また、AD措置は、同じく国内産業の保護手段となっているセー

フガード措置と違って、厳しい規定(補償の提供、相手国の対抗措置の受認など)がないため、 差別的な貿易政策(保護主義や輸入制限)の手段として利用されやすい。例えば、AD調査開始 要件<sup>19</sup>を満たすことなく、AD調査を開始したり、AD措置発動後に必要な要件が満たされなく なったにもかかわらずAD措置を維持しつづけるなど、濫用されるケースが目立っている。

一方、CVD措置に関しても、AD措置と同様に、輸入国側の調査当局が損害認定のための詳しい調査を実施した上で補助金相殺関税を賦課することができる。多くの国では、CVD措置とAD措置に対して同じ法律を適用し、発動までに同じような手順を踏み、同じ調査当局が主管している。両者は類似点が多い中で、発動の対象がそれぞれ政府と企業であるという違いがある。WTOは国およびその政府の集まりであるため、CVD協定およびAD協定は企業の行動を直接取り締ることはできない。その意味で、CVD措置の場合は、補助金を賦課する主体も、他国の補助金に対して相殺措置を講じる主体も政府であるため、両者を取り締ることができるのに対して、AD措置の場合にはダンピング行為に対して政府が取り得る措置に関してのみ取り締ることができるという違いがある。

ヴィエトナム鉄鋼産業を考えた時、WTOに加盟するにあたっての前提条件として、現行の数量制限を事前にすべて撤廃し、関税保護に一本化しなくてはならないとされている。しかし、既加盟国の動向を見ていると、一方で鉄鋼製品に対する非関税障壁を撤廃しながらも、他方でAD措置やセーフガード措置の適用によって、合法的に自国の鉄鋼産業を守る国が急増して来ている。ヴィエトナムとしても、AD法および提訴体制等を整備し、場合によっては、国際的に許容される範囲でのAD適用も考えられる体制を作っておく必要がある。

# 7. モノ以外の貿易に関する協定(サービス協定・知的所有権協定)。

# 7-1. サービス協定

WTOでは、サービス貿易(金融、運輸、通信、建設、流通等)の増大に伴い、サービスの提供または消費にあたって課せられる国内規制が貿易障壁とならないように、サービス貿易の自由化を図るベくサービス協定を定めている。同協定では、①すべてのサービスに共通して守るルールとして、(a)最恵国待遇の付与、(b)透明性の確保(法律・規則等)、②自由化の約束(コミットメント)を行った分野ごとに守るべきルールとして、(a)国内規制の公平な運用、(b)支払いおよび送金の自由、そして、③上記②のコミットメント内容に応じて守るべきルールとして、(a)市場アクセスの改善20、(b)内国民待遇の付与を義務付けてい

<sup>19</sup> A D 協定第5条1項において「調査は…影響を受けた国内産業からのまたは影響を受けた国内産業のための 書面による要請に基づいて開始する」と規定されている。

る(詳しくは第Ⅱ部-5-3「モノ以外の貿易に関する協定」参照)。具体的には、各国は、コミットメント・スケジュール(自由化約束表、最恵国待遇例外<sup>21</sup>リスト)を提出する必要がある。なお、サービス協定に基づき、加盟国は、WTO協定発効から5年以内(2000年まで)に、コミットメント交渉のラウンドを開始し、サービス貿易における漸進的自由化を達成するべく、その後も定期的に交渉を行うことを義務付けられているが、その際に、個々の加盟国の国家政策目標および開発レベルは十分に考慮されることになっている。

ヴィエトナムの場合、サービス貿易分野に関しては以下のような課題を抱えていると指摘されている:

- ・ 貿易権の内外差別:外資企業は、生産者としての進出は認められているが、貿易会社としての進出は認められていない(貿易業の事務所開設はよいが、貿易取引は禁止)。つまり、生産計画に沿って輸入した産品を国内で転売することは禁止されている(自社製造物以外のものを国外輸出することは可能)。これは、ヴィエトナム国内の流通分野への投資の制限とも関連している問題である。
- ・ 二重価格制度:外国人とヴィエトナム人との間で、公共料金、港湾荷役料、航空運賃、ホテル料金、住宅費等に関して二重価格制度が存在する。水道、電話設置料については、1999年7月より二重価格が廃止され、電話料金についても値下げになった。しかし、電気料金は依然として40%程度の格差があると指摘されている。外国投資家の投資意欲を削ぐ結果となるため、このような差別的措置は撤廃する必要があると思われる。
- ・ ヴィエトナム人労働者の雇用条件:これに関しては首相令第53号により既に1999年7 月より一部改善されている<sup>22</sup>が、最低賃金は未だヴィエトナム企業の従業員の3倍に制限 されていること、今回の改善が駐在員事務所等には適用されないなどの課題は残されてい る。

現在、外国企業に輸入権を与えていない主要分野としては、化学肥料と石油精製産業が挙げられる。肥料輸入に関しては、2000年頭で制度が変わり、輸入割当が基本的に廃止されたものの、肥料の輸入権に関しては、依然として、これまで輸入割当をもらっていた中央政府の輸出入公団にあたるヴィジカム(Vigecam)、ヴィナフード (VinaFood)、そして、コーヒー

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 同協定では、以下の6種類の措置を明示的に禁止している:①サービス供給者の数に関する制限、②サービス取引総額や資産総額に関する制限、③サービスの総産出量に関する制限、④サービス提供者の雇用者数に関する制限、⑤企業形態制限、⑥外資制限等

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> サービス分野においては、過去の経緯から、最恵国待遇を採れない措置が存在する場合があるため、サービス協定では、一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇適用除外を一定期間(原則10年以内)認めている。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> ①賃金が現地通貨建てになったこと、②最低賃金が引き下げられたこと、③労働供給機関が30日以内に外国企業のニーズを満たさない場合、外国企業は直接雇用できるようになったこと

公団であるヴィナカフェ(VinaCafe)、そして、各province(地方)ベースの貿易公団に限定されており、外国商社には輸入免許は与えられていない。一方、石油精製の分野でも、ヴィエトナムは、現在、その石油製品需要のほとんど全量を輸入で賄っているが、燃料油(ガソリン、灯油、軽油)に関しては、国営企業4社<sup>23</sup>に輸入販売権がほぼ独占されている。流通分野への外資の参入が許可されているのは、LPG、アスファルト、潤滑油のみである。

いずれの分野についても、ヴィエトナムが既に米越2国間合意で、WTOのサービス協定の 内容に基本的に合意したことから、貿易権に関しては、今後、外資に開かれて行くことにな る。その結果、短期的には既存のサービス提供者が一部淘汰される懸念は否めない。しかし、 金融、運輸、通信、流通、建設、エネルギーなどは、他の産業への投入要素であることが多い ため、あるサービス産業における自由化およびそれによってもたらされる効率化・合理化は、 他のサービス分野や製造業における生産の効率化を促すなどの波及効果を期待でき、長期的に は優れた経済的効果を有するという側面を考慮すると、ヴィエトナムにとってもメリットは大 きいと思われる。

#### 7-2. 知的財産保護制度

知的財産の保護と言った場合には、発展途上国で多く指摘される不十分な保護の問題と先進国で多く指摘される過剰保護の問題がある。近年、いずれにせよ、国際経済活動における知的財産の位置付けの高まりに伴い、各国の知的財産保護制度がもたらす貿易歪曲効果が重要視されるようになってきている。そこで、WTOは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPs協定)」に基づき、各加盟国が速やかに国内体制を整備することを求めている(詳細は第Ⅱ部-5-3-2 「知的財産保護制度」参照)。

ヴィエトナムにおいても、例えば、ホンダの二輪車のイミテーションが不法輸入されている 問題が指摘されている。このような不十分な知的財産権の保護によって、知的財産権侵害物品 の製造・流通を横行させることは、権利者の正常な経済活動に悪影響を及ぼすと共に、外国か らの国産化促進のための技術移転のインセンティブを阻害して、当該部門の発展を遅らせる可 能性が高い。また、国内企業の新技術吸収インセンティブをも低下させ、国内技術発展を低下 させる可能性もある。なお、新たな技術・知識に一定の排他的利用を認めるということは、同 時に、第三者の利用と競争を制約することでもあり、その産業的利用から消費者・利用者が受

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> 輸入と国内販売の最大シェアを持つPetrolimex、南部の5割のシェアを持つホーチミン人民委員会が運営するサイゴンペトロ、最近設立されたペトロヴィエトナム (Petro Viet Nam) の子会社であるPetro Viet Nam Trading & Distribution Company (PTDC)、そして、ペテック (PETEC) の4社である。

ける便益も減少することになる。したがって、知的財産保護制度は、公正で自由な競争を阻害 しないように十分に考慮して設計される必要がある。

ヴィエトナムの場合、知的財産保護に関しては以下の課題が指摘されている:

- ① 工業所有権の設定・維持や著作権の登録等に関する料金についての内国民待遇が確保 されていないこと
- ② 著作権に関し、コンピューター・ソフトウェアの保護、実演家の保護についての特定 の条文がないこと
- ③ 商標権の範囲が狭いこと
- ④ 知的財産権侵害に対する権利行使手続き(エンフォースメント)についての特定の規 定がないこと(ただし、1999年3月、工業所有権侵害に対する行政罰強化は図られた)
- ⑤ 現に、ソフトウェア、製品、ビデオソフト等の不法コピーが横行しており、これら知 的財産権に対する認識が確立していないこと
- ⑥ 外国企業と国内企業との間で締結する実施許諾契約(いわゆる国際ライセンス契約) に対する規制(民法第VI部第3章)はTRIPs協定に違反する内容が含まれること:
- (i) 「技術導入契約の有効期間を7年に制限(民法第810条、特別案件に関しては10年まで延長可能)」→この規定は、TRIPs協定の認める、特許権者の実施許諾契約を契約する権利(TRIPs第28条)および20年の特許保護期間(同第33条)に違反している。
- (ii) 「提供技術が一定の品質を満たすことを保証(民法第815条)すること:
- (iii)「提供技術について第三者の権利を侵害していないことを保証(民法第817条)すること」→これらは直接、TRIPs協定に違反するものではないが、外国人ライセンサーに契約上、きわめて不利な条件を課しているという問題がある。

なお、TRIPs協定は、経過措置として、発展途上国および後発途上国は、一定期間、内国民待遇、最惠国待遇等一部の規定を除き、同協定上の義務を負わないと規定している。つまり、WTO協定発効の日から、途上国および市場経済移行国は5年(-2000年1月)、後発途上国は11年(-2006年1月)の経過期間を認められている(第65条、66条)が、第3章で述べたとおり、WTO協定上の発展途上国に対する優遇措置は、他の市場経済移行国、中国の例、米越2国間交渉の内容から考えて、ほとんど認められないと予想される。

WTOは、途上国がこのような法体制整備を進めるにあたって、先進国からの技術援助を推奨している。このために、既に先進国14カ国とWCO(関税協力理事会)等7つの国際機関が行っている技術協力活動に関する情報が途上国に提供されている他、WTOとWIPO(World Intellectual Property Organization: 世界知的所有権機関)が連名で、2000年ま

での協定履行のための技術協力を提供している。また、途上国の猶予期間終了に伴って2000年から2001年にかけて協定実施のレビューが行われる。今後、加盟する国については、加盟後に逐次法令レビューが行われることになっている。知的財産保護制度の完備は、ヴィエトナムの投資環境を改善するために有益なものであり、これらの技術協力を募って大いに推進されるべきであろう。

## 7-3. 貿易手続きの透明性にかかわる協定(TRIM協定、TBT協定等)

各国政府の貿易に関係する行政手続きの技術的側面を規定する制度には、以下のようなものがある:①衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS<sup>24</sup>)、②輸入許可手続きに関する協定、③貿易の技術的障害に関する協定(TBT<sup>25</sup>)、④関税評価に関する協定、⑤船積み前検査に関する協定(PSI<sup>26</sup>)、⑥原産地規則に関する協定、そして、⑦貿易に関する投資措置に関する協定(TRIM<sup>27</sup>)。

これらは各国政府の行政手続きの技術的側面にかかわる諸規定であり、適正に運用されている限りは貿易に対して中立なものである。しかし、各国によって基準の設定が異なっていたり、あるいは、基準が恣意的に設定・運用されることによって、貿易制限的な効果を発揮することにもなるため、国際的に統一されたルール作りが特に重要になる分野と言える(詳細は第11部-5-4以下参照)。

中でも、ヴィエトナムにとって、現在、特に課題となっているのは、TBT、輸入許可手 続、関税評価、そして、TRIMであると思われる。以下に、それぞれについて概略する。

#### <TBT協定>

ヴィエトナムの場合、TBT協定への整合化はかなり遅れており<sup>28</sup>、さらなる国際基準への整合化努力が期待される。そのためには、照会所の設立、国際的な水準の(人材を含め) 試験機関の拡充(現在全国に19カ所)も課題となる。なお、TBT協定の実施にあたっては、恐らく、経過期間は認められないため、加盟時からの実施が求められる。したがって、技術、設備、資金、経験等の不足を補うべく、加盟国側からの技術的支援は欠かせない。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures

<sup>25</sup> Agreement on Technical Barriers to Trade

<sup>26</sup> Preshipment Inspection

<sup>27</sup> Trade-Related Investment Measures

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> ヴィエトナムで実施されている4、252の基準の内、ISO等の国際規格に完全に適合している規格は、わずか640、欧州規格や他国の規格と整合化しているものは406に止まる。

#### <輸入許可協定>

ライセンス協定によれば、輸入ライセンスの許可手続きは、その透明性と予測性の確保のために、簡素でなくてならない。そのために、各国政府は、輸入ライセンス許可の基準を明確に公表する義務を有すると共に、新たに輸入許可手続きを導入する場合、または、既存の手続きを変更する場合には、各加盟国はWTOに通報する義務を負っている。これに関しては、ヴィエトナムでは、現行の輸入数量制限に関連する輸入ライセンス規制の撤廃が課題となっている。既存の輸入数量制限に関連して、以下に挙げる輸入ライセンス制度の不備も指摘されているおり、ライセンス協定整合化が早期に期待されている。

- ・ 多くの輸入品目につき、ライセンスの取得が必要
- ・ ライセンス取得の手続きに関する詳細規定が不明確なために、運用が不透明 ...
- ・ 手続きが煩雑で時間がかかる
- 提出書類が膨大

さらに、改善が必要と思われる輸入ライセンス制度としては、外資企業に対する輸入規制 が挙げられる。外資製造業(自動車等)に対する輸入規制に関する課題としては、以下の事 柄が指摘されている:

- ① 生産のための設備、部品の輸入しか認められていないため、輸入ライセンス取得の手続きに問題がある:事前に、完成品の年度生産計画、販売計画、在庫計画に加えて、輸入予定の部品および設備に関しての全品目のマスターリストを提出しなくてはならない。年度途中の仕様の変更による部品の変更など、新たに輸入する場合には、再度、煩雑な手続きを経なくてはならず、企業に大きな負担を強いている。
- ② 主要電気製品(完成品)の部品輸入については、IKD\*での輸入しか認められていないことに加え、通常、外資製造業には部品毎の輸入ライセンスが下りないため、新製品、ハイテク製品などを製造しにくい状況となっている。
  - \* IKD=一定の現地調達率(現行では20%)を達成したCKDのこと なお、IKD輸入制度は2000年末を以って廃止が決定されたが(1998年12月25日「製造者が現地生産のために輸入する部品・材料の関税率を改定する法律」)、その代わりに現地調達比率関税方式が導入されるため、実質的には変わらない。さらなる改善が必要。
- ③ 完成品輸入が禁止されているため、生産開始前のマーケティング販売用としての完成品輸入ができない。これによって、先端・ハイテク製品のヴィエトナム市場への導入および生産が遅延されているともいわれる。

#### **<関税評価協定>**

WTO協定上、通関手続きに際して、輸入産品に対する関税賦課の基準額を査定する関税評価の手続きは、公平性・中立性・一貫性が確保されていなくてはならない。WTOは、関税評価協定において、公平性・中立性・一貫性のある関税評価システムの構築のために、関税評価基準を提示し、恣意的または虚偽な関税評価を行うことを禁止している。ただし、開発途上国については、他の加盟国の同意に基づき一定の猶予期間を設けることが認められており(同協定第20条)、2000年1月現在、約40カ国が実施を延期しているというのが現状である。

ヴィエトナムの通関手続きに関しては、以下の問題点が指摘されている:

- ① 関税に関する規定の詳細が不明確なために、関税率の解釈・運用にあたって、税関 職員によって差が生じている
- ② 輸入関税率が突然変更され、遡及適用がなされることから、進出企業にとっては事業計画が立てにくい
- ③ 船積書類等の不統一、手続きの煩雑性のため、通関手続きの完了までに日数がかかると共に、通関期間が不明確。
- ④ 部品の関税が部品別関税コード化されていない: IKD (Indigenized Knockdown)、SKD (Semi Knockdown)、CKD (Complete Knockdown)の3種類に区分されているのが主流で、それぞれの定義が曖昧なため、担当官により判定が異なる場合がある。
- ⑤ 隣接国との国境貿易に関する最恵国待遇の例外規定(GATT24条3項)の濫用により、ラオス経由でタイ製バイクのCKD部品が非関税で大量に輸入されている:GATT24条3項が許容する「国境貿易」は住民の必需品等の小規模のものに限られていることから、商業目的として大量に流入してくるものについては適切な関税がかけられるべきである。

以上、ヴィエトナムのビジネス環境を安定させるためには、通関手続きにおける透明性、予見性の向上は不可欠である。そのためには、税関手続きに関する実施規定の整備・公開と共に、税関職員の教育を含めた税関検査の質の向上が図られる必要がある。なお、ヴィエトナムは、一部輸入産品(乳製品、飲料、電気製品、自動車等)の課税評価のために、最低価格制度を採用しているが、これも関税評価協定で禁止している最低課税価額に相当するため、廃止が求められている。現在21品目がこれに該当しているが、加盟時から同協定の完全実施を求める声もあるため、恐らく長期の経過期間を要求することは望めない。該当品目の削減が急務となっている。

#### <TRIM協定>

同協定では、各国は、外国からの投資を受け入れるにあたって、自国産業の保護・育成・外貨流出の防止などを理由に、GATT第3条(内国民待遇)および第日条(輸出入数量制限の一般的禁止)に違反する貿易に関する投資措置(TRIM)を行ってはならないと規定している。特に、ローカル・コンテント要求、輸出入均衡要求、為替規制および輸出制限(国内販売要求)などの措置を明示的に禁止している。

同協定に適合しないTRIM措置の実施国は、WTO協定発効後90日以内に通報し、かつ、所定の経過期間29以内に措置の撤廃をすることが義務付けられている。これまでに通報された各国のTRIMでは、自動車および農業分野におけるローカル・コンテンツ要求を課しているケースが多い。一方、開発途上国の有している経過措置に基づくTRIMの撤廃期限は、当初、2000年1月1日(後発途上国のウガンダは2002年1月1日)と定められていたが、これまでにフィリピン、コロンビア、メキシコ、ルーマニア、パキスタン、アルゼンティン、マレイシア、チリから経過措置の延長要請が主に自動車産業について提出されている。

ヴィエトナムの場合は、以下のようなTRIMの問題が指摘されている:

- ① 輸出要求に関して:24品目(自動車、バイク、家電等)の新規投資プロジェクトに対して、生産量の80%の輸出義務が課されている(1998年4月29日付計画投資大臣決定)。これはTRIM協定で明示的に禁止されている措置ではないが、WTOの自由貿易の精神には明らかに反するものである。また、内国民待遇の原則(GATS第17条)に抵触する恐れがある。投資環境改善のためには、早期撤廃が望まれる。
- ② 現地調達率に関して:電子・電気分野の外資製造業は、原材料・部品の20%を現地調達することが義務付けられている。これは、外資製造業の生産品目を限定し、当該企業の輸出競争力を削ぐばかりではなく、ローカル・コンテント要求を明示的に禁止しているTRIM協定に抵触する恐れもある。

なお、政府は、2001年より、特定産業について現地調達比率関税方式を導入することを決定している(1998年末)<sup>30</sup>。つまり、バイク産業、エンジニアリング、電子・電気産業について、現地調達率の割合によって、部品・材料の輸入関税率を定め、それぞれの達成段階に応じて優遇関税率を適用するという制度である。現地調達率については、国産化政策として一定の効果が見込めるが、その設定水準が同国の部品産業の実状に合わない場合には、外資企業にとって、事実上、関税率の大幅アップに繋がってしまい、製品の輸出競争力を弱める

<sup>29</sup> 先進国は1年、発展途上国および市場経済移行国は原則5年、後発途上国は原則7年

湖 オートバイ等では導入済みとの報告もある。

結果となるため、輸出の際に関税を払い戻す等の注意が必要である。さらに、現地調達率は、TRIM協定に抵触する恐れもあり、同制度の導入は慎重にならざるを得ない。

ヴィエトナム政府は、TRIM協定への整合化のために5年間の経過期間を求めているが、途上国加盟国が2000年から実施することになっているため、恐らく、加盟時からのTRIM協定整合化を求められるだろう。なお、TRIM協定の例外的規定の中には、開発途上国例外規定があり、それによれば、GATT第18条の援用によって、開発途上国が実施しているTRIMがGATT第3条または第11条違反を構成するものであったとしても、経済開発の必要性に鑑みて、それを維持することが例外的に認められることがある。第18条の援用に関しては、実際に、どのようなケースが過去に認められたか(前述のマレイシアの石油化学製品への適用のケースも含めて)、その詳細をさらに調査し、実際に活用できるものなのか、その可能性を探る必要があると思われる。

今後、ヴィエトナムの貿易自由化は、米越通商協定が締結されたことで、益々進展して行くことが予想される。そこで、政府としては、今後も、WTOが定めるルールの枠内で行動する前向きな姿勢を示して行くと共に、将来、ある種の産業を立ち上げる時に、それらに対して一定の政策的援助を時限的に供与する可能性もあることを、事前に関係各国に伝えておき、それに対してのサポートを求めて行く努力を今から始めることが肝要と思われる。AFTAの相互主義(reciprocity)の原則のもとでは、基本的に産品毎に、対応していくことが可能であるが、WTOの場合には、加盟承認の前提として守るべき原則やルールが厳しく規定されており、それに反した場合にはWTO協定違反として提訴され、提訴国側に対してそれ相応の代償が支払われるか、あるいは、被提訴国に対して報復関税が当該産品またはそれ以外の産品にも課せられる可能性がある。WTO加盟の意味するところをしっかりと把握し、自由貿易体制への早急な移行によって、ヴィエトナムの工業化の芽自体が摘まれてしまうことのないように留意しなければならない。

# <第Ⅱ部> WTOの現状

# 1. WTOとは?

世界貿易機関(The World Trade Organization:WTO)とは、WTO協定加盟国間のモノ・サービス・知的所有権などに関する貿易ルールを取扱う国際組織である。WTO加盟国は、これまでの加盟国間交渉・合意によって締結された諸協定(WTO設立協定+附属書1~4:図1参照)を法的根拠として、国際貿易の自由化を図ってきた。これら諸協定の目的を達成するために、WTOが果たす最も重要な機能は、①加盟国間の貿易交渉の場を提供すること、②加盟国間の貿易紛争を解決すること、③各加盟国の貿易政策に対するモニタリングを通じて各国の貿易ルールの透明性の向上を促すことの3つである。これを反映してWTO機構には、その最高決議機関である関僚会議のもとに上記の機能①-③を有する一般理事会が置かれ、その下に物品(モノ)、サービス、知的所有権などの各貿易分野に関する理事会が設置され、さらに、その下に各分野の協定に対応する委員会およびワーキング・パーティ(WP)が設けられている(図2参照)。

WTO正式加盟国数は、2000年2月現在、既に135カ国<sup>31</sup>になっているが、この他にもWTO加盟申請国・地域が30カ国・地域ある(表1)。

それでは、これらの国々がWTOに加盟することによって期待している便益とは一体何なのであろうか。その筆頭にあげられるものは以下の3つであると思う。

- ① 通商上の問題や紛争の解決に際して共通の規範・尺度および解決のための場を得ることによって貿易紛争の建設的な解決を図ることができること、
- ② 共通ルールに基づいて国内の貿易・投資環境整備を図ることによって多国間貿易および市場アクセスが容易になること、そして、
- ③ 貿易の促進によって経済成長を刺激すること。

これらは、WTOに加盟することによって全加盟国が共通に享受することができる便益であるが、その一方で加盟国はすべて、その加盟と同時にWTO設立協定および附属書1~3に規定されている約束を遵守する義務を課せられ、これに違反する場合にはその他加盟国からの制裁措置をも甘受しなくてはならないという厳しいものである。ただし、発展途上国<sup>32</sup>(特に後発<sup>33</sup>途上国)に対しては特別な配慮がなされており、これら協定の遵守のために必要な経過措置や例外条項が設けられている。

<sup>31 2000</sup>年9月8日現在、正式加盟国数は138カ国・地域に上る

<sup>32 「</sup>途上国」の客観的判断基準はなく、事実上、自己申告となっている。GATTの貿易開発委員会が判定することはできるが、前例はないようだ(『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』第6章「発展途上国とガット」高瀬保編著(東洋経済新報社)(1995年))

<sup>33</sup> バングラデッシュ、ミャンマー、アフガニスタン、多くのアフリカ諸国など。

WTO設立協定:世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

附属書1A:物品の貿易に関する多角的協定

- 1994年の関税および貿易に関する一般協定(GATT 1994)
- ・ 農業に関する協定
- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS³4)
- ・ 繊維および繊維製品(衣類を含む)に関する協定
- 貿易の技術的障害に関する協定(TBT<sup>35</sup>)
- ・ 貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIM36)
- ・ アンチ・ダンピング協定
- ・ 関税評価に関する協定
- 船積み前検査に関する協定(PS I 37)
- 原産地規則に関する協定
- ・ 輸入許可手続きに関する協定
- ・ 補助金および相殺措置に関する協定 (SCM38)
- ・ セーフガードに関する協定

附属書1B:サービスの貿易に関する一般協定(GATS39)

- 附属書1C:知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs<sup>40</sup>)

- 附属書2:紛争解決に係る規則および手続きに関する了解

- **附属書3**:貿易政策検討制度(TPRM<sup>41</sup>)

- 附属書4:複数国間貿易協定 ・民間航空機貿易に関する協定
  - ・政府調達に関する協定

<出所>"Trading into the Future" The World Trade Organization (WTO) 2nd edition. Revised April 1999, Chapter 2 "The Agreements"

#### 図1. WTO設立協定の全体構造

<sup>34</sup> Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures

<sup>35</sup> Agreement on Technical Barriers to Trade

<sup>36</sup> Trade-Related Investment Measures

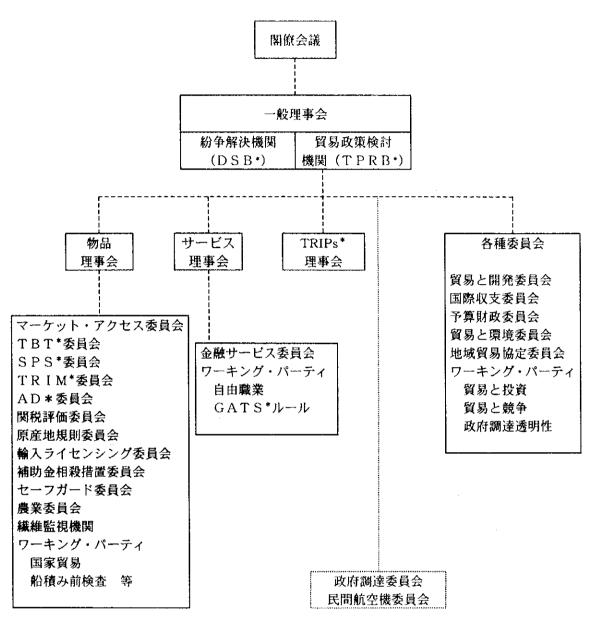
<sup>37</sup> Preshipment Inspection

<sup>38</sup> Subsidies & Countervailing Measures

<sup>39</sup> General Agreement on Trade in Services

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

<sup>41</sup> Trade Policy Review Mechanism



<出所>"Trading into the Future" The World Trade Organization (WTO) 2nd edition, Revised April 1999.

Chapter 6 "The Organization"

\* AD: Anti-Dumping Measures

DSB: Dispute Settlement Body

GATS: General Agreement on Trade in Services

SPS: Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures

TBT: Agreement on Technical Barriers to Trade

TPRM: Trade Policy Review Mechanism

TRIM: Trade-Related Investment Measures

TRIPs: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

(アルファベット順)

図2.WTOの機構

表1. 新規加盟申請中の国・地域

申請時期	国 · 地 域 名
1990 年以前	アルジェリア(1987)、中国(1986)、ネパール(1989)、台湾(1990)
1992年	アルバニア
1993年	アルメニア、ベラルーシ、クロアチア、モルドバ、ロシア、サウジアラピア、ウクライナ
1994年	カンボディア、リトアニア、マケドニア、スーダン、ウズベキスタン
1995 年	ヴィエトナム、セイシェル、ヴァヌアツ、トンガ
1996年	カザフスタン、オマーン
1997年	アンドラ、アゼルバイジャン
1998年	ラオス、サモア
1999年	レバノン、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ブータン

<sup>( )</sup> 内は、加盟申請時期。加盟申請時期が1994年以前の国・地域はGATT加入申請が行われた時期である。

# 2. WTOについて知っておくべき詳細

### 2-1. 設立経緯

WTOの前身である国際機関GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) は、第2次世界大戦終戦直後の1948年1月に、米英主導のもとで、無差別待遇と自由貿易を基本理念として設立された。これは、米国に始まった不況が、その一方的な関税引き上げ政策を通じて他国経済に打撃を与え、世界大不況および主要国による「貿易戦争」に発展した結果、第2次世界大戦が勃発したという反省に基づいている。市場と資源の自由かつ無差別なアクセスを各国間で保証することによって、世界大戦の再発防止をしようと考えられたものである。本来、GATTは、国際貿易機関(International Trade Organization: ITO)設立実現までの暫定協定として締結され、GATT事務局もITO設立までの暫定委員会という位置付けであった。しかし、国際貿易憲章は米国議会の反対にあって結局発効せず、GATTは1995年1月1日にWTO憲章(世界貿易機関憲章)が発効するまで事実上、国際貿易の憲法として約半世紀にわたって機能してきたわけである。

#### 2-2. 基本目的

市場経済原則に則って、世界経済の発展をはかること、つまり、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得および有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品およびサービスの生産および貿易の拡大」(WTO設立協定前文)を図ることを目的としている。さらにWTO協定では、国際貿易に市場経済原則を適用する目的のために、①貿易障壁の軽減、②無差別原則の適用、③持続可能な開発のための環境への配慮、そして、④開発途上国(特に、後発開発途上国)への配慮を提唱している。

<sup>&</sup>lt;出所>『2000 年版不公正貿易報告書』(通商産業省通商政策局編)

### 2-3. 基本原則

WTO協定の基本目的は、以下の原則に具体化されている:

- 最惠国待遇原則(GATT第1条)
- · 内国民待遇原則(GATT第3条)
- 数量制限の一般的廃止の原則(GATT第11条)
- · 合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則(GATT第2条、第28条2項)

なお、WTO協定には、①ルールに基づいて運営される多角的貿易体制を維持するために、 現実と理念との調和を図る必要があり(前向きな現実主義)、そして、②各国経済の発展段階 に応じてハンディキャップを設ける必要があるという理由から、上記の4原則およびその他の ルールについてそれぞれ例外規定を設けている。

### 2-4. WTOの機構

WTOは、WTO設立協定および附属書  $1\sim4$  に定めるところの各協定の目的を達成するべく設立された機関である。閣僚会議は少なくとも 2 年に 1 回開催され、紛争解決機関(DS  $B^{12}$ )と貿易政策検討機関(TPR  $B^{13}$ )を内包する一般理事会は随時開催されている。この他、モノ、サービス、TR IP  $s^{+1}$ 等の各分野に関する理事会が設置されており、その下にはそれぞれの分野の各協定に対応する委員会およびワーキング・パーティ(WP)が設けられている(図 2 参照)。

WTOの最高決議機関である閣僚会議では、すべての加盟国の閣僚の参加によって、多国間 貿易に関するすべての事柄に関しての決議がなされる。一般理事会では、すべての加盟国の参加によって日々、①閣僚会議を代行してWTOに関連したすべての事柄に関する決議を行い、②加盟国間の貿易紛争解決を図り、そして、③加盟国の貿易政策の審査を行っている。

なお、すべての決議は原則として、コンセンサス方式(加盟国すべての賛成)によってなされているが、以下のような場合には多数決方式を採用している:

- ・ 多角的貿易協定の解釈にかかわる決議は、加盟国3/4の賛成で採択される
- ・ 多角的貿易協定で課せられた義務を特定国に関して免除する決議は、閣僚会議において 3/4の賛成で採択される
- ・ 多角的貿易協定の条項を修正するための決議は、コンセンサスまたは加盟国2/3の賛成で採択されるが、後者の場合には、賛成国のみに対して当該条項の効果が発揮される

<sup>12</sup> Dispute Settlement Body

<sup>13</sup> Trade Policy Review Body

<sup>44</sup> Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

・ 新規加盟国は、閣僚会議における加盟国の2/3の賛成で承認される(一般理事会の代 行も可能)

# 2-5. GATTにおける貿易自由化交渉の流れ

ITO設立に失敗した1948年から1994年までの47年間、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) は国際貿易の法的規範となってきた。この半世紀の間に、GATT締約国によって実施された貿易自由化の多角的交渉を通じて、多角的貿易システムは大いに強化された。WTO設立に至るまでにGATTにおける多角的貿易交渉は計8回行われてきた。第1回-4回までの数次のラウンド交渉、第5回目のディロン・ラウンド (1961-62年)、第6回目のケネディ・ラウンド (1964-67年)、第7回目の東京ラウンド (1973-79年)、そして、第8回目のウルグアイ・ラウンド (1986-94年)である。最初の5回の交渉は、交渉期間が短く、関税交渉と呼ばれ、工業品の関税引き下げが主に行われたが、6回目以降の交渉は交渉期間も長く、貿易交渉と呼ばれるようになった (表2参照)。

表2. GATTおよびWTOにおける自由化交渉の流れ

交渉年・期間	場所	合意事項:貿易分野・内容など	参加国
1947年	ジュネーブ	関税引き下げ	23
1949 年	アヌシー (仏)	関税引き下げ	13
1951年	トーキー (英)	関税引き下げ	38
1956年	ジュネーブ	関税引き下げ	26
1960-1961年	ジュネーブ (ディロン・ラウンド)	関税引き下げ	26
1964-1967 年	ジュネーブ (ケネディ・ラウンド)	・ 関税引き下げ ・ ダンピング対抗措置 (AD) 協定	62
1973-1979 年	ジュネーブ (東京ラウンド)	・ 関税引き下げ ・ 非関税障壁撤廃措置 ・ 諸協定の枠組に対する合意	102
1986-1994 年	ジュネーブ (ウルグアイ・ラウンド)	<ul><li>・関税引き下げ</li><li>・非関税障壁撤廃措置</li><li>・サービス協定、知的所有権協定、紛争解決協定、繊維協定、農業協定など多数の協定を締結</li><li>・WTO設立協定締結</li></ul>	123

<出所>WTO "Trading into the Future" Chapter1-4, Second edition, revised April 1999

なお、これまでの長期にわたる自由化交渉を経て、徐々に関税引き下げが実現し、それ以外の貿易関連ルールも整備されて来た。特に、ケネディ・ラウンドでは大幅な関税引き下げを実現すると共にアンチ・ダンピング措置に関する規定("Codes")が一部加盟国間で合意された。東京ラウンドでは関税引き下げと共に、関税以外の貿易障壁を軽減するための諸規定が合意された(アンチ・ダンピング規定、補助金相殺措置規定、関税評価規定、他多数)。ウルグ

アイ・ラウンドでは、東京ラウンドで一部合意されていた諸規定のほとんどが多角的貿易協定 (全加盟国による合意)として実現した<sup>45</sup>。それに加えて、新貿易分野としてはサービス貿易 に関する協定と知的所有権の貿易側面に関する協定も締結された。そして、1994年、世界貿 易機関を設立するマラケシュ協定(WTO設立協定)が締結され、WTOが創設されるに至っ て、GATTにおける一連の多角的貿易交渉は成功裏に幕を閉じた。

#### 2-6. WTOとGATTの違い

通常、われわれが使っている用語「GATT」には2つの意味がある。「国際貿易の規範となる国際協定としてのGATT」と、その「協定を推進するために暫定的に創られた国際貿易組織としてのGATT」である。したがって、1995年1月1日にWTOが発効したことによって、組織としてのGATTは消滅し、国際協定としてのGATTはWTOに継承され、さらなる発展を遂げている。WTO協定に含まれる「GATT 1994」<sup>46</sup>はモノの貿易に関して規定するもので、これに加えて、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS<sup>47</sup>)」はサービス貿易に関して、そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs<sup>48</sup>)」が知的所有権にかかわる貿易を規定している。WTOは、統一ルールの確立と紛争解決システムの一本化によって、これらの国際貿易の主要3分野(モノ、サービス、知的所有権)をひとつに纏め上げることに成功したわけである。

GATTとWTOの違いは表3のとおりである。

表3. GATTとWTOの違い
GATT

	GATT	WTO		
組織基盤	暫定的(協定は各締約国の議会で批准さ	恒久的(協定は各加盟国により批准され、		
	れておらず、また、機関設立のための条	協定の中に機関運営に関しても規定されて		
	項も含まれていない)	いる)		
参加者	締約国 (contracting parties) :	加盟国 (members)		
	GATTは正式には法的文書を指すため			
対象分野	モノの貿易	モノ、サービス、知的所有権他		
紛争解決	① 協定毎に複数の解決手段がある	① 一本化された		
システム	② 決議の採決がコンセンサス方式なの	② 逆コンセンサス方式(すべての加盟国		
	で、ブロックすることが容易	の反対がない限り採択する)		
	③ プロセスに時間がかかる	③ 期限を設けて速やかに審議が行われる		

<参考資料>₩TO "Trading into the Future" Chapter1-6, Second edition, revised April 1999

<sup>45</sup> 政府調達および民間航空機協定に関しては、現在も複数国間協定に留まっている。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> これは1994年に更新されたもので、GATT発足当初の協定をこれと区別して「GATT 1947」と呼んでいる。

<sup>47</sup> General Agreement on Trade in Services

<sup>48</sup> Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

# 2-7、正式加盟までのプロセス

# 2-7-1. 加盟交渉

加盟交渉では、多国間交渉と2国間交渉の2つが、同時並行的に行われる(図3参照)。

- ① 多国間交渉:WTOに作業部会(WP:Working Party)を設置し、申請国の経済、貿易制度(関税制度を含む)を審査し、加盟条件を定める「加盟のための議定書」に纏めていく交渉過程
- ② 2国間交渉:申請国と交渉を希望する締約国との2国間で、申請国の市場アクセス 改善のため関税引下げ、非関税措置の削減、サービス業の譲許に関するリクエスト、 オファーを繰り返す形で進められる交渉過程。この過程で関税譲許表およびサービス 約束表が作成される。

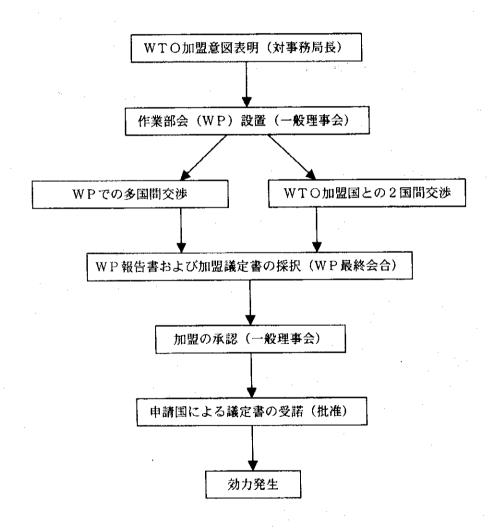


図3. WTO正式加盟までのプロセス

#### 2-7-2. 加盟承認

WTO設立協定によれば、加盟の承認は閣僚会議が行うことになっているが、会合と会合の間においては、一般理事会がその任務を代行することになっている。承認方法はコンセンサス方式をとる。コンセンサスが得られない場合のみ投票を行い、2/3以上の多数で決議されることになっている。

# 2-7-3. 加盟の効力発生

申請国による受諾後、つまり、申請国内で議定書が批准され、事務局長に寄託されたその 日から起算して30日目に、加盟の効力を生ずる旨、議定書には記載されている。

# 3. WTOにおける貿易紛争解決の仕組み

WTOにおける貿易紛争解決機関(DSB)(図2参照)は一般理事会の一部を構成しており、WTO協定附属書2「紛争解決に係る規則および手続きに関する了解」(DSU: Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)に基づいて、紛争の解決にあたっている。ここで紛争解決手続きの対象となっているのは、WTO設立協定、WTO協定附属書1の諸協定、そしてDSU自体を巡る紛争である。

#### 3-1. 特徵

WTOにおける紛争解決制度は旧GATTにおける紛争解決制度の欠陥を是正し、より効率的な仕組みと手続きになっている。次の4つの改善点が特徴的である:

- ① 紛争審議の二審制:旧GATT体制の紛争解決委員会(パネル)に相当するものが第1 審で、そのパネル報告に不服な敗訴加盟国は、上級委員会に上訴できるという仕組み。
- ② パネル等の報告の採択に「逆コンセンサス方式」を導入:旧制度におけるパネル報告の 採択はコンセンサス方式であったため、敗訴加盟国にブロックされがちであった。そこ で、新制度では、パネル報告および上級委員会報告の採択は、紛争解決機関による全員一 致の反対がない限り採択するという方式にした。
- ③ 審議期間に期限を設定:審議の遅延を防ぐために、新制度では審議期間にタイムリミットを設けている:原則、パネル審議は6カ月以内、上級委員会は2カ月以内に報告提出。
- ④ 紛争解決手続きの一本化:WTO協定を巡る貿易紛争の解決は、すべて第三者であるWTOの紛争解決手続きを採用する。各国独自の制裁措置(例、米国通商法301条)の一方的適用を禁止し、GATTに付随する諸協定(アンチ・ダンピング協定、補助金相殺措置

協定他)にそれぞれ定められている紛争解決手続きではなく、WTOの紛争解決手続きに 準拠すること。

## 3-2. 紛争手続きの流れ

- DSUに基づく紛争解決手続きの流れは以下(図4参照)のとおりである:
- ① 協議:加盟国は、他の加盟国の貿易措置によってWTO/GATT上、自国が享受するべき利益が侵害され、無効化されていると思料する時には、その加盟国に対し、協議を申し込むことができる(GATT第22条1項、第23条1項)。
  - ・ 第22条 1 項:協定の運用に関するいかなる事項についても協議申込できる。この協議 には第三国の参加が可能。
  - ・ 第23条1項: (a) WTO協定違反措置、(b) WTO協定非違反措置、そして、(c) 何らかの状態の存在のいずれかが原因で自国の利益が侵害・無効化されていると認められる場合に、協議申込をすることができる。協議には第三国の参加は認められない。
- ② パネル設置の申し立て(「GATT提訴」、「WTO提訴」):協議申込の受理日から60日を経過しても問題の解決ができない場合、DSBに紛争解決小委員会(パネル)の設置を申し立てることができる(GATT第23条2項)。DSBは逆コンセンサス方式により、その設置を決定する。パネル委員(3-5名)は、WTO事務局の指名提案を受けてパネル設置後20日以内に決定されなければ、WTO事務局長が任命する。パネルは、原則6カ月以内(長くても9カ月以内)に報告を提出し、DSBはそれを逆コンセンサス方式によって採択しなくてはならない(パネル設置から9カ月以内)。
- ③ 上級委員会 (Appellate Body) 申し立て:パネル報告の判断に不服の場合には、上級委員会に上訴できる。原則、2カ月以内(長くても3カ月以内)に報告を提出、DSBにて逆コンセンサス方式によって採択される(パネル設置から12カ月以内)。上級委員会は常設機関で、WTO事務局が指名した7名の委員(任期2年)で構成される。

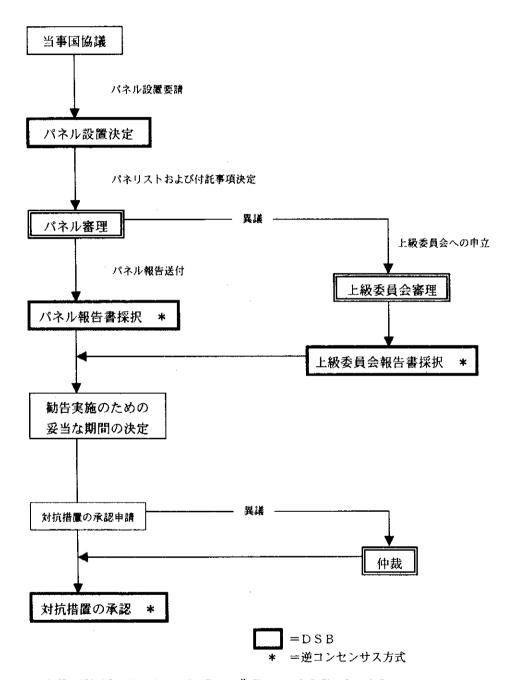
#### ④ 勧告:

第23条1項(a)→報告内容がDSBで採択された場合には、WTOの決定となる→当該国に対し、対象協定と整合化させるよう勧告する

第23条1項(b)→報告内容がDSBで採択された場合→被申立加盟国は、その是正義務を負わない→何らかの調整(例. 他分野での関税譲許の提供)を行って解決する第23条1項(c)→この場合のみコンセンサス方式にて採否を決定する

- ⑤ 勧告の実施:原則として即時実施。最低でもパネルまたは上級委員会報告書採択後150日以内に実施すること (パネル設置から勧告の実施まで15カ月、最長でも18カ月以内)。
- ⑥ 対抗措置の申請:勧告実施期間を20日経過しても、代償について合意がなされない場

合、DSBに対して対抗措置の承認を申請できる。これが認められれば、申請国は、自国が受けた損害と同程度の対抗措置を、原則として同分野において実施することができる。 他分野での対抗措置(Cross-Retaliation)が認められることもある。



<出所>WTO "Trading into the Future" Chapter 3-2 The Panel Process, Second edition, revised April 1999

図4. DSUに基づく紛争解決手続きの流れ

# 4. WTOにおける発展途上国の特別待遇

WTO加盟国138国・地域の内、100余りが開発途上国で、その数の力は非常に大きな意味を持つ。それと同時に、これらの国々がそれぞれ経済力をつけてきた時に国際経済に与える影響力は重大である。WTOは、発展途上国の加盟国に対して、以下の3つの配慮をしている:

- ① WTOの各協定毎に、発展途上国(特に後発途上国)に対する特別条項を設けている
- ② GATT一般協定第IV部「貿易と開発」第36条-38条の規定(後述)の適用を推進する ために1964年に貿易と開発委員会(CTD: the Committee on Trade and Development: 図2参照)を発足している
- ③ WTO事務局 (the WTO Secretariat) が各種研修を通した技術協力を実施している

# 4-1. 特別条項

WTO諸協定はそれぞれ必要に応じて発展途上国および後発途上国に対する特別条項を設けている。その代表的なものは以下のとおりである<sup>19</sup>:

- (1) GATT一般協定第IV部「貿易と開発」<sup>50</sup>の中で、最恵国待遇の原則に関して、発展途上国に対して大きな例外を認めている。同部第36条(共同行動の規定)の8項では、先進国と発展途上国との貿易交渉において、先進国が発展途上国に対して貿易交渉上のreciprocity(互恵主義に基づいた対価)を求めることを期待してはならない旨の原則が規定されている。ただし、この規定は、ウルグアイ・ラウンド以降の法解釈によって、発展途上国が先進国との貿易交渉において対価の支払義務を免除されるというnon-reciprocity(非互恵主義)の意味から、途上国それぞれの発展段階に応じて、与えられた譲許の対価を支払うことが求められるというrelative reciprocity(相対的互恵主義)の意味に理解されるように変わって来ている。
- (2) 1979年の締約国団決定<sup>11</sup> (通称:授権条項:Enabling Clause) によって、それまで暫定的に認められていた「一般特惠関税」、「後発途上国のための特別待遇」、「途上国間

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> WTO "Trading into the Future" Chapter 6. Developing Countries. Second edition, revised April 1999および『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』第6章「発展途上国とガット」高瀬保編著(東洋経済新報社) (1995年)

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 同部は、1964年にGATT一般協定に追加され、1966年より発効している。第36条(原則と目的)、第37条 (公約)、第38条(共同行動)の3条で構成される。なお、第37条は、主に先進国の途上国に対する貿易上 の基本政策に関する公約となっている。

<sup>51</sup> GATTの条文改正ではなく「締約国団決定」の形をとったのは、最恵国待遇に関する条文改正には全締約国の承認が必要なため、承認が遅れることで改正の発効が遅延されることを懸念したためである。ただし、GATT条文と同等の法的効力を持つ。

の地域的またはグローバルな特恵」を恒久的に承認した。これによって途上国のための特別待遇がさらに強化された。なお、授権条項で認められた特恵には付帯条件が定められている:①他国の貿易に対して障害とならないこと、②最恵国待遇原則に基づいて関税等の貿易障壁を除去するにあたっての妨げとならないことである。

「一般特恵関税(Generalized System of Preference: GSP)」および「後発途上国のための特別待遇」:元々は、1968年にUNCTAD第2回総会にて、先進国が途上国一般に対して特恵関税(GSP)を供与することに合意、1971年にGATTでこれにウェーバー(義務免除)を与えて承認したことが始まりで、多くの先進国が同制度を採用した。具体的には、開発途上国の産品一般に対して最恵国待遇に基づく関税率よりも低い関税率を先進国から一方的に付与するという暫定的な措置であった。その後1979年に授権条項によって同措置は恒久化された。一方、後発途上国に対しては、現在、GSP制度の枠内で、一般特恵よりもさらに優遇された関税の適用を行っている先進国が多い。なお、GSPの特恵マージンは、授権条項の付帯条件があるため(上記②)、最恵国関税率が徐々に下げられて無税に近づき、特恵の余地がなくなって行くのに従って、徐々に消えて行くことになる。つまり、途上国側が、特恵マージンの減少に反対して最恵国関税率の引き下げを阻止することはできない。

「途上国間の地域的またはグローバルな特惠」: 授権条項の規定により、途上国間の地域的またはグローバルな特恵の新設は、自由に認められて来た。これまで、GATTにおいて、先進国間の経済統合は、域外諸国に対する影響が大きいため、GATT第24条に定める厳しい条件(詳しくは表4.参照)を満たすことが求められてきたが、途上国間のものについては貿易経済上の実効性が薄いため、これまで寛容に扱われてきている。GATS(サービス貿易一般協定)第Ⅱ部第5条「経済統合」の中にも途上国に対する優遇措置の規定がある。

# 表4. 第24条における地域貿易協定に関する要件

	第24条5項	第24条8項
関税同盟	(a) 全般的な水準及びその他の通商規則	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則(11-15
	│が域外に対して組織前よりも高度、又	条及び20条除く)を構成地域間の実質上全て
	は、制限的なものであってはならない	の貿易について廃止する
	·	(ii) 同盟外の地域との貿易に対しても実質的
		に同一の関税その他の通商規則を適用する
自由貿易	(b) 既存の関税その他の通商規則より	(b) 関税その他の制限的通商規則 (11 <sup>-</sup> 15 条及
地域	も、それぞれ、高度なもの、制限的なも	び20条除く)を構成地域間の実質上全ての貿
	のであってはならない	易について廃止する
中間協定	妥当な期間内に地域・同盟を完成させる	
	ための計画及び日程を含ませること	

- (注) 地域貿易協定への参加に当たっては締約国団への通報の義務(第 24 条 7 項 (a)) があると共に、締約 国団は、中間協定を当事者と協議、検討し、適当な場合には勧告を行なう(同上(b))。
- (注) 関税同盟への参加にあたって、第24条5項(a)の要権を満たすために、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う(第24条6項)

<出所>「2000年版不公正貿易報告書」p369(通商産業省通商政策局編)

(3) この他にも、発展途上国に対して、①経過期間を認める規定、②先進国の市場開放(例えば、繊維貿易、サービス貿易、基準・認証制度における市場アクセスの拡大)を促す規定、③貿易措置(例えば、ダンピング対抗措置やセーフガード措置の発動、基準・認証制度の変更など)を取る際に、途上国の利益を守ることを求めた規定などがある。

#### 4-2. 貿易と開発委員会 (CTD)

これは、1964年に、GATT一般協定に第IV部「貿易と開発」が追加(合意)されたことを契機に、それまで途上国の貿易問題を審議してきた第三委員会に代わって発足したものである。CTDの主な仕事は以下のとおり:

- ① 途上国に対する優遇条項が満たされているかどうかの審査
- ② 技術協力に関するガイドラインの設定
- ③ 途上国の貿易システムへの参加を促進
- ④ 後発途上国への配慮(後発途上国小委員会を設けて、後発途上国の貿易問題を審議している。なお、同委員会には未加盟の後発途上国の参加も認められている)

また、先進国はGSPを途上国に付与する際に、そして、途上国は途上国間地域統合を組織する際に、それぞれCTDに通告する義務を負っている。

## 4-3. 技術協力 (研修他)

WTOは、発展途上国および市場経済移行国の経済が、多国間貿易体制下で上手く機能して行くために必要となる国内制度を整備するための支援をすると共に、公務員研修を行って人材育成にも貢献している。貿易政策に関する研修を定期的にジュネーブ本部で開催すると共に、その他の技術協力活動(例、アジア、南米、カリブ、中東、太平洋などの世界各地におけるセミナーやワークショップの開催を含めた)を行って来ている。

# 5. WTO諸協定の概要(The WTO Agreements)

ウルグアイ・ラウンドにおける長期にわたる多国間貿易交渉を経て、法文化された協定、附属書、決定、そして了解を含めると実に60点余りに上る。それがWTO設立協定と4つの附属書(ANNEX 1~4)とに結実され(図1参照)、その内、WTO設立協定と附属書1-3までの各協定は、一括受諾方式によりWTO協定の全加盟国(2000年2月現在135カ国・地域)に適用されている<sup>52</sup>。これらの膨大な情報をにわかに理解することは容易ではないため、以下のようにWTO協定の基本構造を整理した上で、解説を試みたい。現在WTO加盟交渉中のヴィエトナムを含めて、今後WTOに加盟することを希望する国々は、WTOに加盟することでさまざまな貿易経済上の便益を享受できると共に、それを得るために果たすべき当然の義務として、その国内諸制度のWTO協定整合化を求められることになる。それが意味することが一体どのようなことであるのかを把握しておくことは重要である。

そこで、先ず、WTO諸協定を理解するために、その基本構造を示すと表5のようになる。これは、図1に表したWTO諸協定に全体構造を分かりやすく分類したもので、モノおよびサービス貿易に関する諸協定は、おおまかに見て3層構造をしていることが分かる。つまり、それぞれの貿易分野の大原則をうたった一般協定がまず1層目にあって(GATT、GATS)、その次に特定産業分野にかかわる追加協定や附属書が2層目を構成している。そして、最後に、各国が約束した市場アクセスに関する詳細スケジュールを示した関税譲許表、自由化約束表、MFN例外リスト等が存在する。なお、この基本構造には含まれないが、WTO協定附属書3の貿易政策検討制度(TPRM)および同附属書4の複数国間貿易協定(民間航空機貿易および政府調達に関する2協定)も存在する。

<sup>32</sup> 附属書4の各協定については、各協定の締約国間のみで適用される

表 5. WTO諸協定の基本構造

貿易分野	モノ	サービス	知的所有権	貿易紛争
基本原理・	GATT一般協定	サービスに関する一	知的所有権に関する	紛争解決規則・手続
ルール	(GATT 1994:W	般協定	協定	きに関する了解
	TO協定附属書1	(GATS:WTO	(TRIPs:WT	(WTO協定附属書
	A)	協定附属書 1 B)	〇協定附属書 1 C)	2)
追加協定、	それ以外のWTO協	サービス協定の附属	なし	
附属書	定附属書1Aの諸協	書(金融、電気通信、	(今後追加される予	·
	定(農業協定-セー	航空運輸、サービス	定)	
	フガード協定まで)	を提供する自然人)		
市場アクセ	各国のコミットメン	各国のコミットメン		
スに関する	ト・スケジュール(関	ト・スケジュール(自		<u> </u>
コミットメ	税譲許表など)	由化約束表、最恵国		
ント(約束)		待遇例外リスト)		

(参考資料) WTO "Trading into the Future" Chapter 2 The Agreements, Second edition, revised April 1999

この基本構造を踏まえた上で、WTO諸協定を以下の4つの項目別に概略することにする:

- ① WTO諸協定に共通する3大原則 -最恵国待遇・内国民待遇・数量制限廃止-
- ② 関税譲許と3つの例外 ーモノ貿易に関する諸協定ー
- ③ モノ以外の貿易分野に関する協定 ーサービス協定・知的所有権協定ー
- ④ 各国の貿易手続きの透明性にかかわる協定 非関税障壁: TRIM協定、原産地規則、 TBT協定、SPS協定-

### 5-1. WTO諸協定に共通する3大原則

--最恵国待遇・内国民待遇・数量制限の一般的廃止-

5-1-1. 最恵国待遇原則 (Most-Favored-Nation Treatment: MFN)

#### 〈概要〉

最恵国待遇の原則はWTO協定の基本原則のひとつである。この原則のもと、各WTO加盟国は、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対しても与えなくてはならない。詳しくは、GATT第1条1項、第13条、そして第17条に規定されている。なお、サービス協定やTRIPs協定にも同様の規定が設けられている。

- ・ 第1条1項(一般的最惠国待遇):WTO加盟国は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税および内国規則について、全加盟国の同種の産品に対して最惠国待遇を供与しなくてはならない。
- ・ 第13条(数量制限の無差別適用):WTO加盟国は、産品についての数量制限や関税 割当を行う場合には最恵国待遇の原則を適用しなくてはならない。また、輸入制限や関 税割当を行う場合には、その制限がない場合に期待される配分を目標とするべきと規定

されている。

・ 第17条(国家貿易企業):加盟国によって設立・維持される国家企業、または、加盟国によって排他的、あるいは、特別の特権を供与された私企業が輸出入を伴う購入・販売を行うことを国家貿易と呼ぶが、これに関しても最惠国待遇を含む無差別待遇の原則を適用しなくてはならない。

# 最惠国待遇の原則の経済的意義は以下に示すとおり、経済効率性の改善にある:

- ① 世界経済の効率化:最恵国待遇の原則によって、比較優位に基づいて最も効率的な資源配分が実現される。
- ② 自由貿易体制の安定化:貿易制限的措置に対しても最惠国待遇が適用されるため、政 治問題化しやすく、その代償は非常に高くつくことになる。したがって、自ずと自由貿 易体制の安定化が志向され、その結果、貿易および投資が促進されることになる。
- ③ 自由貿易体制の維持費用の減少:最恵国待遇の原則が確立・維持されていれば、自国 に不利な待遇の改善を要求して交渉するために係る監視費用および交渉費用を節約する ことができる。また、輸入産品の原産地国を確認する必要がないので、取引費用が節約 されて経済効率性が向上することになる。

#### <例外規定>

最恵国待遇の原則は次の場合には適用されない:

- ① 地域統合(GATT第24条):次の要件に適合する場合に限って適用外とする。
  - 域内関税およびその他の貿易障壁を実質的にすべて廃止すること
  - ・ 域外諸国に対する関税その他の貿易障壁は地域統合以前よりも制限的でないこと
- ② 一般特恵 (Generalized System of Preference: GSP): 一般的に開発途上国の産品に対して、関税上の特別措置として、先進国から一方的に最恵国待遇に基づく関税率よりも低い関税率が適用される仕組み(1979年の締約国団決定(いわゆる「授権条項(Enabling Clause)」に基づく措置)。
- ③ 特別加盟国間における多角的貿易協定(WTO設立協定、附属書1と2)の不適用 (WTO協定第13条): i) 差別待遇を許すGATT第35条が、WTO協定発効前にWTO原加盟国間で適用され、かつ、それがWTO協定発効時に有効である場合、そして、ii) 既加盟国と新加盟国の間のいずれかの国が閣僚会議(または一般理事会)に対し、その加盟承認前に、協定の適用に同意しない旨を通報した場合には、当該国同士の間にのみ最恵国待遇原則の不適用を認めるというものである。WTOへの加盟条件は加盟国総数の3分2以上の賛成であるため、第13条の適用によって、新加盟国の加盟承認が得られやすくなった。

#### ④ その他:

- GATT第24条3項:隣接国との国境貿易に関する規定
- ・ GATT第1条2項:英国連邦等GATT成立当時に存在していた特定国への優遇 制度の存続を規定する特恵
- ・ GATT第20条・21条:公徳の保護、生命または健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外および安全保障上の例外
- ・ GATT第9条3項:ウェーバー取得(加盟国の3/4の同意)

### 5-1-2. 内国民待遇

#### 〈概要〉

内国民待遇はWTO協定の基本原則のひとつである。WTO加盟国は、この原則に基づいて、輸入産品に適用される関税以外の待遇を、国内の同種の産品に対するものと差別してはならない。詳しくはGATT第3条に規定されている。なお、サービス協定やTRIPs協定にも同様の規定が設けられている。

・ 第3条(内国民待遇原則):WTO加盟国は、国内生産保護のために、他加盟国からの輸入産品に対して、国内産品よりも不利な内国税等および国内規則を適用してはならない

なお**内国民待遇の原則の経済的意義**は、隠れた貿易障壁を取り払い、国内生産保護の手段を関税のみに限定することによって、貿易の自由化を促進させることである。

# <例外規定>

内国民待遇は以下の場合には適用されない:

- ① 政府調達(GATT第3条8項(a)):政府調達に関しては、国防、中小企業対策、地域産業振興策、高度技術産業育成などの政策的役割が大きいため、国内産品を優先的に購入することが認められている。ただし、主に先進国のWTO加盟国の間では、複数国間貿易協定(附属書4)として政府調達協定が締結されており、同協定に参加している国の間では政府調達に関しても内国民待遇原則が義務づけられている。
- ② 国内補助金(GATT第3条8項(b)):国内生産者に対しての補助金に限って、政策手段としての有効性を認めている。なお、貿易への悪影響を避けるべく附属書1Aの「補助金及び相殺措置に関する協定(SCM)」に反しないことを条件とする。
- ③ 開発の初期段階にある加盟国に関する例外措置(GATT第18条C): 幼稚産業の確立を促進することにより国民の一般的生活水準を引き上げるために、政府の援助が必要とされる場合に認められる。第18条Cが援用されれば、WTO加盟国への通告および協議手続きを経た上で、一定の制限下において、GATT第1条、第2条、第13条以外の

すべてのGATT規定に反する措置を取ることができる。

例:Malaysia-Prohibition of Import of Polyethylene and Polypropylene (WT/DS1)

# ④ その他:

- ・ GATT第3条10項・第4条:映画の上映時間割当
- · GATT第20条:一般的例外規定
- · GATT第21条:安全保障上の例外規定
- ・ WTO協定第9条:ウェーバー規定

# 5-1-3. 数量制限の一般的廃止

### 〈概要〉

数量制限の一般的廃止は、WTO協定の基本原則のひとつである。この原則に基づいて、加盟国は、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、または維持してはならない。これは数量制限措置が関税措置よりも貿易歪曲効果が大きいと考えられるからである。詳しくは、GATT第11条1項に規定されている。

・ GATT第11条1項:WTO協定加盟国は、原則として他加盟国に対して、産品の輸入制限や輸出制限を行うことはできない

#### <例外規定>

例外規定は以下のとおりである。これらに関しては一定の条件のもとに限定的あるいは暫 定的に許容され、不公正貿易措置として非難されることはない。

- ① 食糧等の危機的不足(GATT第11条2項(a):食糧その他、輸出国にとって不可欠な物資が危機的に不足することを防止・緩和するための一時的な輸出禁止または輸出制限が認められている。
- ② 国際収支 (Balance of Payment: BOP)の擁護 (GATT第18条B):初期の経済発展段階にある開発途上国については、国際収支上困難があるとIMFに認められた場合(第15条2項)に、数量制限によってそれを擁護することができる。一般加盟国についてもGATT第12条に同様の規定があるが、IMF8条国(原則として為替制限の認められない国)においては認められた例は少ない。
- ③ その他、GATT上正当とされている政策根拠に基づいてとられる措置
  - · 第11条2項(b):基準認証制度等の運用
  - 第11条2項(c):国内農漁業の生産制限措置
  - · 第20条:一般的例外
  - ・ 第21条:安全保障上の例外

- ・ 第18条C・D:初期の経済発展段階にある開発途上国等における特定産業保護の確立
- ・ 第19条:セーフガード:輸入急増による国内産業への重大な損害の防止、救済
- ・ 第23条2項:パネル(紛争解決小委員会)勧告の未履行に対する対抗措置
- · WTO協定第9条:ウェーバー取得

# 5-2. 関税譲許と3つの例外 -モノ貿易に関する諸協定-

### 5-2-1. 関税讓許

#### 〈概要〉

合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則(GATT第2条、第28条2項)は、WTO協定の基本原則のひとつとなっている。この原則に基づいて、WTO加盟国は、代表的な貿易障壁である関税を、関税交渉を通じて相互に引き下げて行くことをめざしている。つまり、WTOは、数量制限を原則として禁止する代わりに、関税賦課をひとまず容認し、加盟国が関税交渉を通じて品目ごと(原則として関税分類\*ごと)に関税率の上限を約束(譲許)し、その後、逐次、その上限税率(譲許税率)と実行税率(実際に適用される関税率33)とを相互に引き下げることによって、関税障壁の削減をめざしている。詳しくはGATT第2条および第28条に規定されている。

- ・ 第2条:他加盟国に対して、譲許税率よりも高くない関税率を適用しなくてはならない
- ・ 第28条: 譲許税率の引き上げや撤回を行う場合には、譲許について直接交渉した加盟 国や主要供給国との交渉・合意、そして、その譲許の変更に実質的利益を有する当該産 品の主供給国等との協議を条件としている
  - \* 関税分類:関税分類については、関税協力理事会(通称WCO: World Customs Organization) が1988年に定めた「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」が世界の大半の国において統一的に使用されている。また、HSの統一的運用の確保のために、締約国はHS分類の部、類、項または号の適用範囲を変更しない義務を負うと規定(HS条約第3条1項)されている。HS分類は定期的に見直されるが、その結果、品目の分類が変わって譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、GATT第28条の交渉が必要となる。

現状の譲許率を超える関税引き上げを行う場合には、GATT第28条の手続きを経て、譲

<sup>33</sup> 先進国においては、大概、関税譲許率は実行関税率と同じであるが、発展途上国においては通常、実行税率 よりも関税譲許率の方が高く設定されている。